

令和 7 年 度

中 南 の 教 育

青森県教育庁 中南教育事務所

急速に進行する少子高齢化や人口減少、グローバル情勢の混迷、生成A I等デジタル技術の発展など、社会が大きく変化し続ける予測困難な時代において、こどもたちの多様化や学習意欲の低下、いじめや不登校等の問題行動、ICTの活用による情報化への対応、教職員の働き方改革など、今日の学校教育が直面している課題は広範囲にわたり、複雑化しています。

こどもたちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きいと考えられます。

青森県教育委員会では、未来を担うこどもたちをまんнанに見据えた教育を進めています。全てのこどもには笑顔に溢れ、学ぶことの楽しさを知り、予測困難な未来を生き抜いていく力を身に付けてほしいと願っています。その実現のためには、以下の3点がとても重要です。

- 1 **生きる力を育む（自ら考え、判断し、行動するたくましい力）**
- 2 **郷土を育てる力を育む（ふるさとを知り、愛着と誇りを持つ）**
- 3 **個性を生かせる力を育む（人を思いやり認めた上で、自己を肯定し自分の才能を生かす）**

そして、学校においては、「学びと挑戦（新たな価値を創造する力）」「主体性（責任ある行動をとる力）」「対話（対立やジレンマを克服する力）」を軸にした学びを進めてほしいと思っています。

未来を担うこどもたちに、このような力を身に付けさせるためには、教育活動の直接の担い手である教員の役割は、極めて重要です。教員の職務は、日々変化するこどもの教育に携わり、こどもの可能性を開く創造的な職業であるため、教員の仕事に対する使命感や誇り、こどもに対する愛情や責任感など教育に対する強い情熱のほか、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力が必要です。そのためには、こどもたちに寄り添う教職員の余白づくり、つまり働き方改革を更に進めていくことが必要です。

中南教育事務所では、こどもたちが安心して一人一人の個性や資質・能力を最大限伸ばせるよう、教育環境の充実を進めてまいります。また、こどもたちの学びを最前線で支える学校現場や教職員に対し、各種学校訪問をはじめ、「中南未来塾」による学校支援、各種研修会の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣等、様々なかたちで寄り添う支援を一層充実するとともに、「チーム学校」としての機能強化へ引き続き取り組んでまいります。更に、学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成、そして、活力ある持続可能な地域づくりに向け、社会教育行政の充実にも一層努めてまいります。

最後になりますが、各学校の教職員におかれましては、服務規律の遵守を含め教職員としての自覚を更に高めるとともに、こどもたちの多様化と社会の変化に対応しつつ、自身の資質向上に励み、誰一人取り残さず、誰もが自分らしさを大切にしながら、こどもたち一人一人の可能性を最大限引き出していただくようお願いいたします。

目 次

巻 頭 言

中南教育事務所長

第1章 令和7年度青森県教育委員会の施策

I 青森県教育施策の方針	4
II 学校教育指導の方針と重点	5
III 社会教育行政の方針と重点	7
IV 文化財保護行政の方針と重点	8
V 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	9

第2章 中南教育事務所学校教育指導の方針と重点

I 方針	10
II 重点	
1 確かな学力の育成	10
2 豊かでたくましい心の育成	11
3 健やかな体の育成	12
4 安全教育と安全管理の徹底	12
5 こどもの発達の支援	13
6 家庭や地域社会との連携及び協働	14
III 現状と課題及び指導事項	
1 授業の充実	15
2 道德教育の充実	17
3 特別活動の充実	19
4 体育・健康教育の充実	21
5 生徒指導の充実	23
6 キャリア教育の充実	25
7 特別支援教育の充実	27
8 環境教育の推進	29
9 国際化に対応する教育の推進	31
10 情報化に対応する教育の推進	33
11 研修の充実	35

第3章 中南教育事務所社会教育行政の方針と重点（文化財保護行政、体育・健康・スポーツ行政を含む）

I 方針	37
II 重点	
1 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成	37
2 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成	38
3 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進	38
4 社会教育推進のための基盤整備	39
5 かけがえのない文化財の保存・活用	39
6 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進	40
III 現状と課題及び留意事項	
1 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成	41
2 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成	43
3 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進	44
4 社会教育推進のための基盤整備	45
5 かけがえのない文化財の保存・活用	47
6 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進	48

第4章 総務課関係

I 令和7年度学級編制基準	49
II 令和7年度小・中学校教職員配置基準	50
III 休暇等に係る提出書類一覧	54

第5章 諸報告・実施要項

I 事故等発生時の報告（小・中学校）	56
II 災害発生時の報告（市町村教育委員会）	59
III 指導主事による学校訪問実施要項	62
IV 社会教育の教育委員会訪問及び事業訪問実施要項	66
V 生徒指導推進要綱	68
VI 合同サポートチームの派遣について	69
VII スクールカウンセラーの緊急派遣について	70
VIII スクールソーシャルワーカーの派遣について	71
IX 特別支援教育巡回相談員制度について	72

【事業一覧等・諸資料】

1 学校教育関係事業一覧	75
2 社会教育関係事業一覧	77
3 研究指定校等一覧	79
4 中南教育事務所機構図	80
5 中南教育事務所事務分掌一覧	81
6 中南管内小・中学校一覧	84
7 中南管内小・中学校メールアドレス一覧	87

第1章 令和7年度青森県教育委員会の施策

I 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓^{ひら}く人づくりを目指します。

このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

Ⅱ 学校教育指導の方針と重点

1 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やＩＣＴなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道德教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道德性の育成に努める。

ア 道德教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道德科における学習状況及び道德性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

- ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

Ⅲ 社会教育行政の方針と重点

1 方 針

県民一人ひとりが、ウェルビーイング^{※1}の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財^{※2}の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

IV 文化財保護行政の方針と重点

1 方 針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重 点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定等の推進
- エ 文化財の保存・修理等の支援

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援
- ウ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び受入態勢の充実

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示・調査研究・教育普及活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査、研究活動、出土品等の保存・活用の充実と情報発信

V 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリート発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

第2章 中南教育事務所学校教育指導の方針と重点

中南教育事務所では、青森県教育委員会が定めた「令和7年度学校教育指導の方針と重点」等を受けるとともに、管内における学校教育の現状と課題を踏まえ、学校教育指導の方針と重点を策定しました。

令和7年度は、6つの重点を掲げ、課題解決に取り組めます。

I 方 針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

II 重 点

1 確かな学力の育成

※ 指導事項「中南の教育」P15～16

どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、授業改善を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を育成する。

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ① 学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、学習活動を振り返って次につなげるような「主体的な学び」を実現する。
- ② こども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることなどを通して、自己の考えを広げたり、深めたりする「対話的な学び」を実現する。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で「見方・考え方」を働かせながら、解決策を考えたり、創造したりするなどの「深い学び」を実現する。

(2) 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得

- ① 「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」との相互の関係を見通しながら、既得の知識及び技能と関連付けさせたり、他の学習や生活の場面でも活用させたりするなどして、生きて働く「知識及び技能」を確実に習得させる。
- ② 指導方法、指導体制、教材等の工夫改善による個に応じた指導や、多様な他者と協働して様々な課題を解決していく協働的な学びの充実を図る。

(3) 指導と評価の一体化及び家庭との連携

- ① 学習の過程や成果を的確に把握し、指導の改善に生かすとともに、こどもの学習意欲の向上につなげる。
- ② 全国学力・学習状況調査等の結果を分析するとともに課題を明らかにし、課題解決のため指導の工夫・改善に取り組み、指導計画の見直しを図る。
- ③ 学習の意義や進め方、学習評価の在り方について家庭に周知するとともに、保護者と連携し、家庭学習の習慣化を図る。

2 豊かでたくましい心の育成

※ 指導事項「中南の教育」P17～20、25～26

教育活動全体を通じて、自尊感情を高め、生命や人権を尊重する心・他者を思いやる心・人間関係を築く力を育み、規範意識・倫理観を醸成する。

(1) 生命や人権を尊重する心を育む教育の推進

- ① 健全な自尊感情を身に付け、生命や人権を尊重する心・他者を思いやる心を育む教育を推進する。
- ② 教育活動全体を通じて、自他の生命がかけがえのないものであることや多様性への理解について取り上げる機会を設定する。

(2) 「特別の教科 道徳」の充実

- ① 道徳的諸価値についての理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育て、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
- ② 道徳的な課題について、一人一人のこどもが自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと転換を図り、評価を生かした指導を工夫する。
- ③ 授業公開や情報発信等を通して、保護者や地域の人々の多くの参観や参加、協力を得るなど共通理解を深め、相互の連携を図る。

(3) 体験活動の充実

- ① 異年齢の仲間や地域の人々との交流を積極的に推進するために、学校の間を生かして、家庭や地域社会と連携し、体験活動の機会を確保する。
- ② 各教科等の特質に応じた教育課程を編成し、学校行事と関連付けながら体験活動を充実させる。

(4) 生き方を見つめ自己実現を目指す指導の充実

- ① 日常の係活動等を含めた教育活動全体を通じて、働くことについての意義を考えさせる。
- ② 自分の将来について考える機会などを通して、自分のよさや可能性などに気づき、夢や希望を実現しようと自主的、実践的に取り組む態度を育成する。

3 健やかな体の育成

※ 指導事項「中南の教育」P21～22

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっていることから、健康教育の充実や体力の向上など、健やかな体を育成する。

(1) 健康教育の充実

- ① 肥満・痩身傾向、ストレスや不安・悩みの増大等、心身の健康に関わる課題を明確にして取り組む。
- ② 身近な生活における健康に関する知識を身に付けさせ、積極的に健康な生活を実践できる資質・能力を育てる。
- ③ 望ましい食習慣等健康的な生活習慣の形成を通して、心身の調和のとれた発達を図る。

(2) 体力の向上

- ① 学習意欲を喚起しながら十分な運動量を確保する授業を展開する。
- ② 各学年の発達の段階を踏まえ基礎的・基本的な内容の定着を目指し、一人一人に応じた体力・技能の向上を図るための指導を工夫する。
- ③ 体力テストの結果等からこどもの体力・運動能力を把握し、学校の教育活動や日常生活の中で生かすことができるよう指導する。

(3) 家庭、地域社会、関係機関等との連携

- ① 家庭や地域社会と連携を図りながら、運動する習慣を身に付けさせる。
- ② 食生活の偏りやアレルギー、薬物乱用、性に関する問題、感染症に関する正しい知識の習得など、こどもの健康に関わる課題に家庭、地域社会、関係機関等と連携を密にして組織的に取り組む。

4 安全教育と安全管理の徹底

※ 指導事項「中南の教育」P22

生命を守る安全教育や安全管理を徹底し、災害等に対応できるよう、安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに進んで参加し貢献できる資質・能力を育成する。

(1) 学校安全の充実

- ① 教科横断的な視点で各教科等の安全に関する内容の繋がりを整理し、教育課程の編成を行う。
- ② 地域の状況やこどもの実態を踏まえ、適切で効果的な指導が行われるよう、具体的な計画を策定し実施する。
- ③ 安全点検、巡回指導、安全マップづくりなどにより、交通事故や水難事故、学校内外の事件・事故、災害等に関する学区内の状況を把握し、指導に生かす。
- ④ 防災や交通安全に関する地域ボランティア等への参加を通して、地域や社会をよりよくしようとする態度を育成する。

(2) 教職員の危機管理意識の高揚

- ① 全教職員で危機管理意識を共有するとともに、危機に対応するための研修や情報収集を一層充実させる。
- ② 危険等発生時対処要領を全教職員で共通理解し、改善・見直しを図る。

(3) 家庭、地域社会、関係機関等との連携

- ① 社会全体で子どもを守り育てていくよう、学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携できる体制を構築する。
- ② 学校安全ボランティアを育成したり、関係機関等との連携を密にしたりして迅速な対応ができるようにする。

(4) 事故等発生時の対応

- ① 事件・事故、災害等が発生した場合、こどもの安全確保を最優先とし、心のケアを適切に行う。
- ② 事件・事故、災害等発生時には様々な対応が必要となることから、家庭、地域社会、関係機関等と連携して対処する。

5 こどもの発達の支援

※ 指導事項「中南の教育」P23～24、27～28

こどもが学校生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くことができるよう、一人一人の興味や関心、学習や生活上の課題等を踏まえてこどもの発達を支援、その資質・能力を高める。

(1) 協働的な指導体制の充実

- ① 校内における教育相談体制や支援体制の整備、充実を図り、全教職員で計画的、継続的に指導・支援するとともに、家庭、地域社会、関係機関等との連携を重視し、組織的、協働的に取り組む。
- ② こどもの内面理解に一層努め、指導方針、指導計画等について保護者と共通理解を図るなど、信頼関係を基盤として取り組む。

(2) 積極的な生徒指導の充実

- ① 学校の教育活動の大半を占める学習指導を充実させるために、「一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業（自己存在感の感受）」「お互いに認め合い、学び合うことができる授業（共感的な人間関係の育成）」「自ら課題を見付けそれを追究し、自ら考え、判断し、表現する授業（自己決定の場の提供）」「個性が尊重され、安全かつ安心して学習できる授業（安全・安心な風土の醸成）」など、生徒指導の実践上の視点を生かした授業を工夫する。
- ② 好ましい人間関係を基盤とし、こども一人一人の居場所がある望ましい集団づくりに取り組む。
- ③ 「学校いじめ防止プログラム」に基づき、こどもが主体となったいじめ防止活動を推進するなど、未然防止に取り組む。
- ④ 「いじめは、どのこどもにも、どの学校でも、起こり得るものである」との前提で、いじめを積極的に認知し、組織的に対応する。

(3) 特別な配慮を必要とするこどもへの指導

- ① こどもが抱える課題や特性に関し、全教職員で共通理解を図り、心理や福祉等の専門家の助言も得ながら、正しい理解と認識を深め、組織的に社会的自立を支援する。
- ② こども一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を組織的かつ計画的に行う。

6 家庭や地域社会との連携及び協働

※ 指導事項「中南の教育」P29～36

家庭や地域の人々とともにこどもを育てていくという視点に立ち、社会に開かれた教育課程を実現するため、家庭や地域社会との連携及び協働を推進する。

(1) 教育課程の編成と家庭・地域社会との共有

- ① こどもの姿や地域の現状に関する調査等を踏まえ、学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にする。
- ② 教育目標を含めた教育課程編成についての基本的な方針を家庭や地域社会と共有する。

(2) 特色ある教育活動の推進と教育課程等の改善

- ① 地域の教育資源や学習環境を活用した特色ある教育活動を推進するなど、家庭・地域社会と一体となってこどもたちを育む。
- ② 学校評価をカリキュラム・マネジメントと関連付けて実施し、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図る。

(3) 信頼される学校づくり

- ① 家庭、地域社会、関係機関等と相互に連携するとともに、心理や福祉等の専門家の意見も取り入れながら、チームとしての学校づくりを推進する。
- ② 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等を目安に、全教職員が、学び続ける向上心をもって研修に努め、実践的な指導力やマネジメント力の向上を図るとともに、豊かな人間性や社会性を身に付けるようにする。

Ⅲ 現状と課題及び指導事項

1 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

現状	校内研修等を通して主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善への取組が進められている。
課題	- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるための指導計画を作成する必要がある。 - 児童生徒の実態を踏まえ、学校の創意工夫を生かした指導計画や全体計画等を作成する必要がある。
指導事項	① 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、問題解決の見通しを立てる場面や考えを広げ深める場面の設定など、指導計画等を整備、活用し、目指す資質・能力を育成する効果的な指導を行うよう努める。 ② 諸検査等の結果を基に、自校の実態を十分に分析するとともに、児童生徒や地域の実態を踏まえながら、教科等横断的な視点で指導計画等を整備し、組織的、計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの実践に努める。

(2) 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

現状	- 目的に応じたICTの活用、学習形態や指導形態の工夫等を生かした授業実践に取り組んでいる。 - 各種資料や視聴覚教材等を活用し、児童生徒の興味・関心を喚起したり、課題を焦点化したりしながら、理解を促す授業づくりに努めている。
課題	- 知識及び技能の習得に向け、単元や内容のまとまり、具体的な学習内容や学習場面等に応じた方法を選択しながら実践し、学びの質を高めていく必要がある。 - 思考力、判断力、表現力等の育成に向けた授業づくりにおいて、知識及び技能を活用して課題を解決する過程を重視し、学習内容や単元・題材の構成、指導方法や学習形態等について工夫する必要がある。 - 学びに向かう力、人間性等の涵養に向け、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていく必要がある。
指導事項	① 児童生徒の視点や思考に寄り添いながら、興味・関心や予想されるつまづきなどに配慮して、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくよう努める。 ② 単元や内容のまとまり、具体的な学習内容や学習場面に応じた方法を選択しながら実践し、学びの質を高めていくよう努める。 ③ 知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに粘り強く取り組み、自らの学習を調整しようとする態度を養うよう工夫する。

(3) 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

現状	- 授業等における教師による見取りのほか、児童生徒による授業を振り返る活動や授業アンケートなどの自己評価や相互評価などを取り入れている学校がある。 - 学力検査等の結果やICTを活用した学習履歴等の蓄積に取り組み、授業への手立て等を講じている学校がある。
課題	- 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、評価場面や評価方法を精選し、評価計画を整備して活用を図る必要がある。 - 児童生徒の発達の段階や特性の理解を基に、学習内容の理解の状況等を積極的に評価し、児童生徒が目標や課題をもって学習を進めることができるよう評価を行う必要がある。

指導事項	① ねらいに応じた評価項目や記録に残す評価場面を精選し、評価計画の立案に努める。
	② 観点に応じた適切な評価方法の選択と評価場面を精選し、授業改善に生かすよう努める。

(4) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

現 状	- 各教科等の特質に応じたり、地域と連携・協働した体験活動をしったりするなど、問題解決的な学習をよりよく進めるために様々な手立てを講じた取組が行われている。 - 形式的な課題設定や予想や仮説等に基づく自力解決の場が設定されていないなど、活動すること自体が目的となっている取組が見られる。 - 複式指導においては、実態に応じた指導形態や指導方法の工夫に取り組んでいる学校が多い。また、直接指導と間接指導を効果的に組み合わせ、学習効果を高める取組が見られる。
課 題	- 各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や社会と連携しつつ教育活動全体を通して体系的・継続的に指導する必要がある。 - 問題解決的な学習を重視した指導を工夫し、主体的・対話的で深い学びの実現を図る必要がある。 - 複式指導においては、指導技術向上のため、指導資料「へき地・複式教育ハンドブック」の活用や校外での研修の充実を図ることが必要である。
指 導 事 項	① 各教科等の学習を関連付けた指導計画を作成するなど、学校の教育活動全体を通して体験活動の充実を図るカリキュラム・マネジメントの実施に努める。 ② 学習活動のゴールを明確にすること、多様な考えに触れ、新たな気付きや思考の深まりがある問題解決の場を設定すること、児童生徒が自分の成長や変容を振り返る場を設定することなど、問題解決的な学習を重視した指導の工夫に努める。 ③ 複式指導においては、中・長期的な指導計画に基づき、「リーダー学習」や「ガイド学習」を充実させるなど、児童生徒の主体的な学習を促し、自力解決する力を養うために指導方法等を工夫する。

(5) 学校図書館やＩＣＴなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

現 状	- 学校図書館については、「読書センター」として機能するよう整備を進めたり、読み聞かせボランティア等を活用したりする学校は増えているが、図書標準に達する割合が小・中学校とも全国平均を下回り、「学習センター」「情報センター」として効果的に活用する学校はまだ少ない。 - ＩＣＴについては、１人１台端末や高速大容量回線等が整備されつつある中で、ＩＣＴの活用に積極的に取り組む学校が増えてきている。
課 題	- 学校図書館の計画的な利活用を推進し、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことが重要である。 - ＩＣＴを日常的に活用しやすい環境を整え、児童生徒が学びの手段として活用できるよう実践的研究を積み重ねていく必要がある。
指 導 事 項	① 配架や学習内容に合わせた最新の図書、資料等の整理・展示などの環境整備を行い、教育課程との関連を踏まえて、学習活動での計画的・継続的な利活用が図られるよう努める。 ② １人１台端末の活用を推進するために、校内研修等で効果的な活用指導事例を共有し、学習活動での有効な活用に努める。

2 道徳教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

(1) 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

現 状	・ 学習指導要領及び解説の趣旨や内容について、継続的に校内研修等を通して共通理解を図っている学校がある。 ・ 全体計画（別葉を含む。）については、全教員で見直しを図っている学校がある。
課 題	・ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、また、その「要」となる「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）の充実が図られるよう、引き続き学校全体で指導力向上に努める必要がある。 ・ 道徳教育が計画的・発展的に行われるよう、生きて働く全体計画の整備が重要である。 ・ 校長が明確な方針を示し、道徳教育推進教師を中心に、全教員が協力・分担して道徳教育を展開できるような校内体制を整備する必要がある。
指 導 事 項	① 児童生徒の実態に応じた指導の改善・充実を図るとともに、学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解を一層深める。 ② 日常の教育活動の中で活用されるようにするために、道徳教育の全体計画に指導の内容及び時期を明示し、具体的な指導に結びつけるように努めるとともに、道徳教育の重点や推進すべき方向について教師間で共通理解や連携を図る機会を確保し、随時見直し、改善を図る。 ③ 全教員が参画し、協力・分担し合う、実働する帰納的な指導体制の整備・充実のために、校内研修等で道徳教育を取り上げたり、授業を参観し合ったりする。

(2) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

現 状	・ 年間指導計画について、多くの学校で、各学年の目標、重点項目に基づいた計画を作成している。 ・ 小・中学校共に、I C Tを積極的に活用し、アンケートの結果を提示したり、話合いのツールとして活用したりするなど、児童生徒の実態に応じた指導の工夫が行われている。
課 題	・ 活用される年間指導計画にするために、「各学年の目標、重点項目に基づいた計画となっているか」、「児童生徒の実態に応じているか」等の視点による改善・充実を図る必要がある。 ・ 児童生徒の発達段階に応じて、「考え、議論する」道徳の質的向上が図られるよう、道徳科の特質を生かした多様な指導方法を工夫する必要がある。 ・ 学校間、学年間の指導の継続性を意識した指導を充実させる必要がある。
指 導 事 項	① 実際に活用され、機能するような年間指導計画作成のために、指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にして示すとともに、学習指導過程を明示したり、授業の評価や反省を記入する欄を設けたりするなどの工夫に努める。 ② 児童生徒が、道徳的価値と向き合い、自分との関わりの中で物事を多面的・多角的に考えることができるよう、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、多様な指導方法の工夫に全校体制で努める。 ③ それぞれの内容項目の発展性や特質及び児童生徒の発達の段階などを全体にわたって理解し、教師全体で共有し、指導に反映させるよう努める。

(3) 郷土を愛する心を育む指導の充実

現 状	・ 地域人材を活用した授業や総合的な学習の時間との関連を図り、地域行事への参加や郷土をテーマとした体験活動が行われている。 ・ 地域の人材を活用した体験的な学習を行っている学校がある。 ・ 保護者や地域の人々の理解や協力を得るために、学級・学年・学校通信、道德通信等で道德教育について取り上げている学校がある。
課 題	・ 魅力的な地域教材等の保存と共有、開発と活用を進めていく必要がある。 ・ 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力が得られるよう、家庭や地域社会との連携を図った指導体制を整備する必要がある。
指 導 事 項	① 郷土を愛する心を育てるために、既存の地域教材の活用及び新たな地域教材を開発・活用し、その実践の保存・共有に努める。 ② 道德教育の方針や計画を公表したり、道德科の授業を積極的に公開したりするなど、家庭や地域社会との共通理解に基づいた連携・協力体制の整備・充実を図る。

(4) 道德科における学習状況及び道德性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

現 状	・ 道德通信や学級通信等で、授業の様子や、児童生徒の取組状況を共有している学校がある。 ・ 成長の様子を継続的に把握するために、ファイルへの蓄積やＩＣＴ端末を活用したデータ保存など評価の方法を工夫している学校がある。
課 題	・ 校長及び道德教育推進教師のリーダーシップの下、全教師の共通理解による組織的・計画的な評価を行う必要がある。 ・ 学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を継続的に把握し、一定のまとまりの中で学習活動全体を通して見取る必要がある。 ・ 児童生徒のよい点や成長の様子を積極的に把握しながら、それらを日常の指導や個別指導に生かしていくことが必要である。
指 導 事 項	① 学習評価の妥当性、信頼性を担保するために、評価に必要な資料や評価方法、評価の視点について共通理解を図ったり、評価に関する実践事例を蓄積し共有したりするなど、学校として組織的・計画的な取組の蓄積と定着に努める。 ② 道德科における学習状況や道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、児童生徒が一面的な見方から多面的・多角的な見方へ発展させているか、道德的価値の理解を自分自身との関わりで深めているかといった点を重視しながら、評価方法の工夫に努める。 ③ 指導と評価の一体化を図るために、学習指導過程や指導方法等を振り返り、教師自らの指導を評価するとともに、その評価を授業にフィードバックさせ、授業改善に資する学習指導過程や指導方法の改善に役立つ多面的・多角的な評価に努める。

3 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

(1) 自主的な態度を育てる学級活動の工夫

現 状	- 小・中学校共に、話し合い活動に積極的に取り組んでいる。また、ICTの積極的な活用により、児童生徒の意見を可視化し、課題を自分事として捉えて話し合い活動に取り組めるような工夫をしている。 - ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れたり、学校全体で人間関係づくりに関する調査等を活用したりするなど、望ましい人間関係づくりに積極的に取り組んでいる。 - 当番活動や係活動などを通して自己有用感を高め、集団の一員としての自覚をもたせようとしている。
課 題	- 各学年で取り上げる内容の重点化や内容間の関連・統合を図るなどして、全学年において全ての内容を取り扱うことができるよう、指導計画の見直しを図り、確実に実践する必要がある。 - 学級活動の指導方法等について教師の理解を深め、学年間や学校全体で共通理解を図りながら取り組んでいく必要がある。また、小学校で行ってきた学級活動の積み重ねや経験を中学校でも生かせるよう、小・中学校間の連携が必要である。 - 学級活動の時間に合意形成や意思決定したことについて、事後指導を通じて実践化を図り、評価を工夫する必要がある。
指 導 事 項	① 特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る必要があることから、小・中・高等学校のつながりを意識し、系統的、発展的な取組に努める。 ② 話し合い活動の時間を確保し、「問題の発見・確認」、「解決方法の話し合い」、「解決方法の決定」、「決めたことの実践」、「振り返り」といった学習過程を通じ、児童生徒が自発的、自治的な学校の生活づくりを実感できる指導に努めるとともに、事前・事後指導を充実させる。 ③ 評価については、活動の結果だけではなく活動の過程における努力や意欲を積極的に認めたり、児童生徒のよさを多面的・総合的に評価したりするよう努める。

(2) 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

現 状	- 全校のスローガンや年間テーマを決め、学級活動や学校行事との関連を図りながら、活発な活動が行われている。また、集会等での発表場面の設定や話し合い活動の充実にも取り組んでいる。 - 児童会・生徒会行事では、計画に児童生徒の声を取り入れるなどし、一人一人に成就感や達成感を味わわせるよう、工夫した取組が行われている。 - 中学校では、学校独自のリーダー研修会や、生徒主体の集会の計画・運営、学校生活向上のために全校での話し合いの場面を設定するなど、各学校の実態に応じた特色ある取組が見られる。
課 題	- 児童生徒が学校生活の諸問題に自ら気づき、解決できるよう、自発的、自治的な活動の指導、支援に一層努める必要がある。 - 児童生徒に児童会活動や生徒会活動の意義やねらいを理解させるとともに、児童会・生徒会役員と各委員会、各学級との連携をより強化することや全教職員の共通理解を更に図っていくことが必要である。

指導事項	① 「自分たちの手で、自分たちの学校をよりよくしていこう」という課題意識をもち、その解決に向けて自発的、自治的な活動になるよう工夫する。 ② 学校の規模や地域社会の実態、児童生徒の発達的な特徴を考慮した指導計画の作成に努める。 ③ 児童生徒一人一人が児童会・生徒会の一員であることを自覚するような活動の設定に努める。
------	---

(3) 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

現状	- 異学年交流や縦割り活動の場として位置付け、高学年児童がリーダーシップを発揮できるよう工夫している。 - 外部講師を活用したり、地域の伝統文化を取り入れたりするなど特色ある取組が見られる。
課題	- 小規模校を中心として、児童数や教員数の不足により活動が限定されてきているため、施設・設備等を考慮し、児童の興味・関心に応じたクラブの設置に努めることが重要である。 - 年間を通じた指導計画の作成、組織及び体制づくり、成果発表の場の確保などについて更に改善を図っていく必要がある。
指導事項	① クラブ活動の教育的意義について共通理解を図るとともに、指導のねらいを明確にした指導計画の作成に努める。 ② 児童が主体となってより具体的な活動計画を立てたり、必要に応じて児童の話合いが行われたりするなど、教師の適切な指導の下、児童自身による運営を更に推進する。

(4) 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

現状	- 前年度の評価を踏まえ、児童生徒、学校及び地域の実態や時期を考慮しながら、調和のとれた指導計画を作成している。 - 小学校や小規模の中学校では、異年齢集団による交流が積極的に取り入れられている。大規模の中学校では、学級の団結力の向上を目指した行事が行われている。 - 行事へ積極的に参加するよう、一人一人に役割と責任をもたせ取り組ませている。また、事後活動として振り返りをさせている。
課題	- ねらいを明確にした系統的な指導計画の作成など、より一層の充実を図る必要がある。 - 事前に児童生徒に行事の意義やねらいを理解させたり、短時間で効果的な振り返りの機会を設定したりする指導時間の確保や評価の工夫に、より一層の充実を図る必要がある。 - 児童生徒が主体的に実践できるよう、各行事の教育的価値を全教師で共通理解を図る必要がある。
指導事項	① 各種行事との関連を図りつつ適切な時数を配当するとともに、個々の行事の教育的価値を大切にし、児童生徒一人一人にとって魅力ある行事となるような計画を作成する。 ② 学校行事において、児童生徒が主体的に参加できるよう指導の工夫に努める。その際、児童生徒の意見や希望も指導計画に反映させ、主体的な活動を可能な限り行えるよう配慮する。

4 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

(1) 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

現 状	・ 個に応じた学習課題の設定、学習カードやICTの活用など、一人一人に運動の楽しさや喜びを味わわせるよう工夫している。 ・ 授業形態を工夫し、ペアやグループでの教え合い・学び合いを取り入れながら、運動に対する意欲の向上に努めている。 ・ 体力テストの結果を活用し、授業におけるトレーニング等の工夫やマラソンなどの全校的な取組により、体力の向上を図っている。
課 題	・ 授業以外の運動時間の減少、積極的に運動する子とそうでない子の二極化傾向、運動に対する意欲の差、食生活の乱れや肥満・痩身傾向など個人差や能力差に対応する指導方法を一層工夫していく必要がある。 ・ 児童生徒の心身の健全な発達を促すよう、家庭、地域社会、関係機関・団体と連携して取り組み、充実を図る必要がある。 ・ 中学校では、部活動の地域移行により、学校生活において、運動する時間の減少が予想されるため、日常生活における運動の習慣化を図る必要がある。
指 導 事 項	① 児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育てていくため、体力テストの結果等を活用するなど児童生徒の実態を踏まえた全体計画の作成に努める。また、体育的活動の実施に当たっては、事故防止について万全の体制を確立しておく。 ② 体育科・保健体育科はもとより、学校の教育活動全体を通じて相互に関連させて総合的に行うとともに、家庭、地域社会、関係機関・団体と連携した取組を積極的に推進するなど、運動の習慣化を図るための効果的な指導に努める。

(2) 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

現 状	・ 関係機関と連携し、外部講師を活用した健康に関する各種教室を実施するなど、健康教育の充実に取り組んでいる。 ・ 保健学習及び保健指導において、日常生活の身近な健康問題を取り上げ、自己の意思決定や行動選択の場面を設定した授業実践に取り組んでいる。 ・ 健康な生活の実践について、各種通信や参観日等で、家庭や地域社会へ情報を提供している。
課 題	・ 保健教育、保健管理及び学校保健に関する組織活動の内容を加えた学校保健計画を作成する必要がある。 ・ 学校の教育活動全体を通じて健康教育の観点を捉え、日常生活での実践に結び付けていく指導の工夫が必要である。 ・ 肥満傾向児の出現率が高い状況が続いているため、児童生徒が自ら健康な生活を実践する能力や態度を育てることが必要である。
指 導 事 項	① 学校保健計画を作成して組織的に取り組むとともに、総合的な評価を行い、計画及び取組の継続的な見直し・改善を図る。 ② 保健教育においては、養護教諭や外部講師を活用するなど、指導方法・形態を工夫する。 ③ 健康な生活を実践することができるよう、学校保健委員会等を活用し、望ましい生活習慣の指導に努める。

(3) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

現 状	・ 食に関する年間指導計画を作成し、各教科、特別活動、給食の時間等の指導内容・方法を生かしながら教科等横断的な指導として関連付け、食の大切さを指導している。 ・ 栄養教諭や学校栄養士、養護教諭等とのT・Tを取り入れながら、児童生徒の発達の段階等に応じた食に関する指導を進めている。 ・ 給食時の放送や保健だよりを活用しながら、食への関心を高め、食中毒や感染症の未然防止も含めて、食に関する正しい知識の啓発に努めている。
課 題	・ 児童生徒の食に関する実態を把握し、食に関する指導の全体計画①及び②を作成し、効果的、継続的な指導が行われるよう配慮することが必要である。 ・ 欠食、孤食、偏食などの食に関する多様な問題に対して、家庭との連携の在り方を工夫し、児童生徒とともに保護者の意識も高めていく必要がある。
指 導 事 項	① 児童生徒の食生活の実態を踏まえ、学校給食や各教科等との関連を図った総合的な食に関する指導の全体計画①及び②を作成するとともに、その実践について総合的に評価し、計画及び取組の継続的な見直し・改善を図る。 ② 食に関する指導の実施に当たっては、児童生徒の食への興味・関心が喚起されるよう、発達の段階等に応じた効果的、継続的な指導の工夫に努める。 ③ 食生活の中心である家庭や地域社会との連携をより一層図るとともに、実情に即した指導に努める。

(4) 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

現 状	・ 学校安全計画を作成し、安全教育及び安全管理を組織的・計画的に実施している。 ・ 地域社会やP T A及び関係機関と連携し、登下校指導、通学路の安全点検等を実施している。 ・ 避難訓練や交通安全教室について、児童生徒自ら安全な行動がとれるよう、工夫しながら実施している。
課 題	・ 学校安全について、全教職員の共通理解を図るとともに、研修等により、学校安全に関する資質の向上に努める必要がある。 ・ 地域の状況や児童生徒の実態を踏まえ、安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加する意欲を高められるよう、体験的な指導の工夫や地域社会とのより緊密な連携が必要である。
指 導 事 項	① 安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法等について、教科等横断的な視点で計画的・継続的に指導する。 ② 学校、家庭、地域の関係機関・団体等との連携を密にするため、学校安全委員会等を組織し、地域全体の安全活動となるよう努める。 ③ 危機管理マニュアルによって、学校管理下における危険等発生時の教職員の役割等を明確にし、安全確保に対することを全教職員で共通理解し、訓練・評価・改善を繰り返すなど見直しを図る。

※ 食に関する指導の全体計画①及び②の作成に関しては、「食に関する指導の手引き」－第二次改訂版－平成31年3月文部科学省（p37～49）を参照。

5 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

(1) 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

現 状	・ 生徒指導に係る方針や重点事項を明確にした全体計画を作成し、実践項目を設けて全教職員で指導するとともに、生活の振り返り場面を活用しながら共通理解に努めている。 ・ 問題発生時及び日常における情報共有のシステムを明確にし、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に組織的、継続的に取り組んでいる。 ・ 各種通信等による情報提供、民生委員・児童委員等との懇談会の開催、地域や保護者と安全指導等に取り組んでいる。
課 題	・ 全教職員の協働的な指導体制の下、計画的、継続的に取り組むことが重要である。 ・ チーム学校として、多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮し、児童生徒に必要な資質・能力を確実に身に付けさせるよう指導する必要がある。 ・ 個々の児童生徒の実態に応じた指導を進めるためには、計画的、組織的な研修を通して共通理解を図る必要がある。
指 導 事 項	① チーム学校として取り組む具体的な実践目標を設定し、共通理解を図るとともに、定期的 に実践状況を確認するよう努める。 ② 一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家 庭、地域社会、関係機関等との連携・協働する体制を構築し、相互に協力しながら基本的な 生活習慣の確立や自己指導能力の育成に努める。 ③ 教職員同士が同僚性を持ち続け、継続的に振り返り、学び合う文化・風土が根付くよう、 校内研修の一層の工夫と充実を図る。

(2) 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実

現 状	・ 児童生徒の実態を把握し、個性を尊重するとともに、それぞれの特性を理解しながら、自己存在感をもたせる場や共感的な人間関係の育成の場を設定している。 ・ 一人一人のよさや好ましい行動を教師や他の児童生徒がを見つけ、学級、学年及び全校で紹介し合う活動など、自己肯定感を高めるための取組が行われている。 ・ 他者との良好な人間関係を形成し、維持していくために、構成的グループエンカウンターなどグループアプローチを学級活動の年間指導計画に位置付けている。
課 題	・ 児童生徒の習熟の程度など、学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらした授業を行う必要がある。 ・ 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業を展開する必要がある。 ・ 児童生徒が学年・学級や学校生活上の諸問題を自ら見だし、自主的に解決できるようにしていく必要がある。
指 導 事 項	① 学年所属の全教職員が、発達の段階を踏まえ、組織的に指導できる体制を整備する。 ② 授業は学校生活の中心であり、全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場であるということをふまえ、生徒指導の実践上の視点である、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安心・安全な風土の醸成を意識し、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりに努める。 ③ 自己指導能力を育成するために、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切であり、生徒指導の実践上の視点を意識した経営を進めるよう努める。

(3) 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実

現 状	・ 不登校児童生徒に対しては、対策会議等で個々の状況を把握するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携した支援に努めている。 ・ 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等との連携を図るとともに、学年や学級の枠を越えて相談に当たるなど、教育相談体制の充実に努めている。 ・ 学校生活アンケート等の調査資料を基に、児童生徒の悩みに焦点を当てた相談ができるよう工夫している。
課 題	・ 一人一人の児童生徒の内面理解だけではなく、環境面からも理解を深め、学校及び家庭における悩みや不満を早期に把握し、その解決を図る必要がある。 ・ 全ての児童生徒が自分らしさを発揮し、自立した生活を送ることができるよう援助するため、積極的な教育相談を行う必要がある。
指 導 事 項	① 組織的な生徒指導を進める上で、多様な要因や背景を適切に見立てるアセスメント力や、実際の指導場面での対応力、学校内外の連携を可能にするコーディネート力などを備えるよう努める。 ② 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をした教育相談体制の整備・充実に努める。

(4) 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

現 状	・ いじめ防止標語の作成や児童生徒が互いのよいところを認め合う活動など、各学校の実態に応じ、教育活動全体を通じていじめの未然防止に取り組んでいる。 ・ 定期的にいじめアンケートを実施するなど、いじめの早期発見に努め、いじめとして積極的に認知し、組織的に対応している。
課 題	・ 全ての児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが必要である。 ・ 個々の教職員間において、いじめの定義の解釈に差が生じないよう、学校全体で共通理解を図るとともに、「いじめの定義」及び「いじめを積極的に認知し対応していること」を保護者や地域に丁寧に伝えることが大切である。 ・ 発達支持的生徒指導や、課題予防的生徒指導へ転換を図る必要がある。
指 導 事 項	① 児童生徒が主体となるいじめ防止活動等、いじめ未然防止の取組を「学校いじめ防止プログラム」に明示し、学校全体でいじめの防止に組織的・計画的に取り組むとともに、学校評価を基に改善を図る。 ② 学校いじめ防止基本方針を家庭や地域に周知するとともに、「学校いじめ対策組織」の活性化を図り、ハートフルリーダーを中心に、教職員間での情報共有を図ることや、児童生徒の保護者に対して、対策組織の存在が認識されるような取組を積極的に行う。 ③ 発達支持的生徒指導や、課題予防的生徒指導を推進し、いじめの未然防止や早期発見のための取組の充実を図る。

6 キャリア教育の充実

一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

(1) キャリア教育指導体制の整備・充実

現 状	- 多くの小・中学校において、全体計画及び年間指導計画が作成されているとともに、校務分掌にキャリア教育担当者が位置付けられ、キャリア教育を組織的に推進している。 - 多くの小・中学校において、キャリア形成のために、発達の段階に応じて、身に付けさせたい資質・能力を意識した計画を作成している。
課 題	- 作成した全体計画及び年間指導計画は、PDCAサイクルにより随時見直し、改善・充実を図る必要がある。 - 各教科等との関連を図った体系的・系統的な諸計画を作成する必要がある。 - キャリア教育の目標が達成できるよう、全教職員が協力して全体計画を作成し、円滑に実践していく校内推進体制を整える必要がある。
指 導 事 項	① キャリア教育推進のための校内組織を学校の実態に即して整備するとともに、教職員の役割分担を明確にした協力体制を構築し、キャリア教育の必要性や意義等について、全教職員で共通理解を図る。 ② 特別活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科等との関連を図り、体系的・系統的な実践とその評価及び改善に努める。 ③ 教職員間に意識の差が生じないようにするために、キャリア教育に関する校内研修等を計画的に行うとともに、校外の研修にも積極的に参加するよう努める。

(2) 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

現 状	- 多くの小・中学校において、体験活動や学習の場を設定し、将来の夢や希望を育んだり、生き方や進路について考えさせたりする取組が行われている。 - 小・中・高等学校を通して継続的に児童生徒の変容を捉えた指導が不十分であり、キャリア教育に関する活動が断片的・一過性の取組になっている状況が見られる。 - 全ての小・中学校で「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」を活用している。(令和5年度教育活動状況調査から)
課 題	- 現在及び将来の生き方を考える指導や、進路指導の充実を図るためには、教師と児童生徒、児童生徒相互の人間関係を密にし、信頼と連帯に支えられた関係づくりが必要である。 - 小学校では、将来の生き方を考える指導において、低学年から所属する集団やみんなのために働く経験を重視し、日常の積み重ねを通して自立的に働くことの大切さや意義を考えさせていくことが重要である。 - 中学校では、生徒が将来の生き方や進路に関する主体的な選択能力を高めるために、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うことが重要である。

指導事項	① 「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」を、各地域・学校の児童生徒の実態に合わせてカスタマイズする等工夫して活用し、活動の過程を振り返らせ、新たな学習や生活への意欲につなげ、将来の生き方や夢実現に向けての意欲をもたせるよう努めるなど、確実な引継ぎを行う。 ② 小学校におけるキャリア・カウンセリングでは、課題や問題に対して対処する力や態度を発達させ、自立的に生きていけるよう支援する。 ③ 中学校におけるキャリア・カウンセリングでは、一人一人の将来の生き方や進路に関する主体的な選択能力を高め、自己のキャリア形成の方向性と関連付け、自ら積極的に進路を選択できるよう支援する。
------	---

(3) 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

現状	・ 小・中学校とも、勤労や奉仕に関わる体験活動や職業・進路に関わる啓発的な体験を重視した活動が、学校行事や総合的な学習の時間等との関連を図りながら実施されており、事前・事後の指導を大切にしながら行われている。 ・ 中学校の職場体験活動では、計画を工夫している学校が多かった。一方で、受け入れ先の確保や交通手段などの課題に苦慮している学校もある。 ・ 多くの小・中学校間においては、双方の取組に関する情報交換が不足している傾向にあるため、中学校の諸計画に小学校での取組や成果などが十分に生かされていない。
課題	・ 体験活動のねらいや身に付けさせたい資質・能力を明確にし、単発化しないよう、意図的、継続的な取組を展開することが重要である。 ・ 小・中・高等学校の学校種を越えた「縦の連携」、家庭、地域社会、企業等の関係機関と「横の連携」を図ることが重要である。
指導事項	① 体験活動の実施に当たっては、事前・事後指導の工夫により、ねらいを明確にし、見通しをもって活動に取り組ませる。また、活動を振り返り、次の活動や自己のキャリア形成に生かすことができるよう努める。 ② 児童生徒のキャリア発達の継続的な支援のため、「あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～」などを活用した学校種間での情報交換を行うとともに、進路や職業に関する情報を家庭と共有したり、職場体験活動等で地域の企業と連携したりすることで、より一層家庭や地域との関連を意識した指導を進める。

7 特別支援教育の充実

発達障がいを含む障がいのある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

(1) 校内支援体制の充実

現 状	・ 学校の実態に応じ、校内委員会の定期開催や日常的な情報共有など、支援体制の整備が進められている。また、多くの学校で校内研修において特別支援教育を取り上げている。 ・ 校内委員会等において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、支援方策の検討を行っている。
課 題	・ 特別な配慮を必要とする児童生徒の困難さに対応する指導上の工夫の意図を理解し、個に応じた様々な手立てを検討し、組織に的に指導にあたることが必要である。 ・ 各学校において個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを構築していくために、障がいのある児童生徒等を担任する教師や特別支援コーディネーターだけに任せるのではなく、全職員の理解と協力が必要である。
指 導 事 項	① 在籍する児童生徒の実態を把握し、より具体的な支援方策の検討・確認を行うため特別支援教育に関する校内委員会等の計画的な開催を継続し、全校的な支援体制の充実に努める。 ② 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内はもとより関係機関や保護者及び校種間の連携を密にした計画的・継続的な支援や教育課程の編成に努める。

(2) 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

現 状	・ 個別の教育支援計画の作成に当たっては、教育的ニーズや支援内容等について保護者の意見を聞きながら計画を作成している。 ・ 特別支援学級では、保護者との連携や関係機関等と情報を共有するためのツールとして活用されている。
課 題	・ 作成と活用にあたっては、医療、福祉、労働等の関係機関との緊密な連携や、進学先等への効果的な引継ぎなど、長期的な視点になって計画的、継続的に取り組む必要がある。 ・ 長期目標の達成状況を踏まえて、目標の定期的な見直しをする必要がある。
指 導 事 項	① 児童生徒の進学等に当たっては、適切な教育が一貫して行われるよう、個別の教育支援計画を活用し、在学中に支援していた内容等について話し合う場を設けるなどとして、次の進学先等へ確実に引き継ぐ。 ② 計画の実施状況を点検し、実態把握、指導目標の設定、教育的支援内容などについて評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

現 状	- 対象となる児童生徒に関わる教員、特別支援教育コーディネーターが連携して実態を把握し、保護者と合意形成しながら作成している。 - 特別支援学級では、教師間で指導方針や指導内容を共有するツールとして活用されている。
課 題	- 一人一人の児童生徒の実態を的確に把握し、可能性を最大限に伸ばすという視点に立って個別の指導計画を作成するとともに、短期目標の達成状況を踏まえた目標の定期的な見直しが必要である。 - 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒についても、多様な実態に応じた適切な支援ができるよう、今後一層作成を進めることが必要である。
指 導 事 項	① 各教科及び自立活動等の指導に当たっては、ここの児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成して、一人一人の教育的ニーズに応じた指導に努める。 ② 個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、目標の設定や課題の内容、具体的な手立てなどを見直し、指導の改善に努める。また、引継ぎの話し合い等で活用する。

(4) 交流及び共同学習による相互理解の促進

現 状	- 交流学級において、朝・帰りの会、給食の時間や各教科等で交流及び共同学習を行っている学校が多い。また、縦割り班による異年齢児童生徒との清掃活動や学校行事等に取り組んでいる学校が多い。 - 近隣の小・中学校との交流及び共同学習、特別支援学校との交流会、居住地校交流等を活用し、相互理解を深めている。
課 題	- 交流及び共同学習の目的、内容、協力体制等を事前に検討して、組織的、計画的、継続的に行うことが必要である。 - 実施に当たっては、相互の教員間で役割分担や日程調整等についての事前打合せの時間を計画的に確保することが必要である。また、双方の教育的ニーズに応えるよう、学習活動を工夫することが重要である。
指 導 事 項	① 交流及び共同学習を計画するに当たっては、相互の教員間で意義や教育的効果について十分理解し合い、双方の児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法について十分に検討する。 ② 実施に当たっては、各学校や障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた配慮を行いながら、組織的、計画的、継続的な実施に努める。

8 環境教育の推進

一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

(1) 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

現 状	- 全体計画を作成している学校は、小学校では51校中34校、中学校では26校中3校である。（令和5年度教育活動状況調査から） - 多くの学校で環境教育に関連した体験的な学習に取り組んでいるが、全体計画や年間指導計画を作成している学校は少ない。
課 題	- 全教職員が、環境問題や環境保全、環境教育を含む持続可能な開発のための教育（E S D）等について、理解を深める必要がある。 - 環境教育の全体計画、年間指導計画等を基に、各教科等の目標や内容との関連を明らかにし、教科等横断的な視点で教育内容を構成する必要がある。
指 導 事 項	① 全教職員が環境教育についてその必要性を認識し、環境教育への取組についての共通理解と協力体制づくりを行う。 ② 環境教育によって育成される資質・能力を明確にし、環境教育の目標と学校教育目標とを関連付けて全体計画等の作成に努める。 ③ 学校の教育活動の中に環境教育に関わる体験的な活動や問題解決的な活動を適切に位置付け、各教科等の相互の関連を踏まえた指導に努める。

(2) 地域の環境の実態に即した指導の工夫

現 状	- 各教科（特に理科、社会科、生活科）、総合的な学習の時間及び特別活動において、近隣の川や池の水質調査、白神山地を題材とした生態系に関わる授業等、河川、里山、森林など地域の自然環境を生かした学習活動を展開している。 - 地域のボランティア団体やJ A等と連携し、環境教育に取り組んでいる学校がある。
課 題	- 学校や地域社会がおかれている環境を把握するなど、地域の実態に即した指導を工夫し、児童生徒が環境に関する事物・現象に意欲的に関わる中で、環境に対する豊かな感受性等を育む必要がある。 - 地域環境の教材化やI C Tの活用により、児童生徒の興味・関心を喚起したり、視野を広げさせたり、他の地域と比較させたりするなど、多面的、総合的に環境問題を考えさせることが重要である。
指 導 事 項	① 児童生徒の発達の段階や生活環境等に対応し、その興味・関心を生かした多様な学習活動を構築するとともに、探究的な学習を取り入れた指導に努める。 ② 地域の自然環境や児童生徒の生活環境に対応しながら、地域環境の教材化、地域にある施設や人材の活用、校種間の連携など、地域性を生かした指導を展開するよう努める。

(3) 環境に関わる体験活動の充実

現 状	・ 家庭及び地域社会と連携しながら、資源回収の活動や学区の清掃活動を行うなど、環境に対する意識を高めるための取組が多数行われている。 ・ 総合的な学習の時間と関連させた白神山地の散策、地域の団体と連携した環境美化活動や農業体験活動を実施している学校がある。
課 題	・ 体験的な学習（観察、実験、調査、見学、実習等）を積極的に取り入れたり、社会教育施設を活用したりするなど、自然や社会環境に触れる活動を充実させることが必要である。 ・ 児童生徒が環境教育で学んだことを家庭や地域社会の中で生かすことを通して、環境問題の解決に向かう態度や行動力等を身に付けさせることが重要である。 ・ 学校、家庭及び地域社会がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、相互に連携協力しながら、学びや体験の充実を図ることが重要である。
指 導 事 項	① 身近な自然や社会環境に触れることができるよう、直接的、具体的な体験活動を取り入れるとともに、環境教育のねらいの下、事前・事後指導を充実させ、意識化・行動化につなげるよう努める。 ② 児童生徒が環境に対する理解を深め、主体的な行動に結び付けることができるよう、指導のねらい等について共通理解を図った上で、積極的な外部人材の活用にも努める。

9 国際化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

(1) 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

現 状	- 郷土の自然・歴史・文化等を児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じて教材として取り上げるなど、地域や学校の特色を生かした取組が行われている。 - 国際理解教育の全体計画を整備し、総合的な学習の時間や道徳科、外国語活動、外国語科等の授業において、外国の文化の理解や自国文化の紹介を行っている学校がある。
課 題	- 郷土の自然・歴史・文化等を素材にした教材を開発し、各教科等を相互に結び付けながら、教育活動全体を通じて計画的に指導する必要がある。 - 我が国と諸外国の文化や風土等の特質に気付かせる指導が必要である。
指 導 事 項	① 児童生徒が生活している地域や郷土について理解させるために、郷土の自然・歴史・文化等を児童生徒の興味・関心や発達の段階に応じて教材として取り上げたり、児童生徒が地域体験活動の経験を積み重ねたりすることができるよう努める。 ② 地域や郷土に関する指導を更に発展させるために、我が国と諸外国の文化や風土等の類似点や相違点について理解させるとともに、それらの国々のよさに体験的に気付かせるよう努める。

(2) 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

現 状	- 小学校では、外国語指導助手を活用したり、必要感のある課題を設定したりして、言語活動を中心に据えた授業の展開に努める学校が増えている。 - 中学校では、生徒の興味・関心に即した題材を取り上げることで、生徒が興味をもって言語活動に取り組んだり、外国語で発信したりすることができるよう配慮した指導を行っている学校が多い。
課 題	- 小・中学校共に、互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う言語活動を重視するとともに、コミュニケーションを行う目的・場面・状況を意識した具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙や表現を実際に活用する活動を充実させる必要がある。 - 小・中学校において作成されているCAN-DOリスト形式による学習到達目標を児童生徒と共有するとともに、達成状況を確実に把握し、指導に生かす必要がある。 - 中学校の英語担当教員は、中学校区の小学校においてどのような授業が行われ、どのような言語材料が扱われてきたのかを把握した上で、系統性のある指導を行う必要がある。
指 導 事 項	① 外国語によりコミュニケーションを図る資質・能力を養うために、互いの気持ちや考えを伝え合う言語活動の充実を図り、言語活動の中で思考・判断・表現することを繰り返すことを通じて知識・技能が習得されるよう、授業づくりを進める。 ② ICTを活用して児童生徒のパフォーマンスを的確に評価し、CAN-DOリスト形式による学習到達目標の達成状況を把握するよう努める。 ③ 中学校においては、小学校での学びを意識した系統性のある指導に努める。

(3) 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

現 状	・ 外国人児童生徒に対しては、特別な配慮の下に、学校生活への適応を図るための適切な指導が行われている。 ・ 外国につながる児童が、学校に短期間体験入学するケースがある。また、体験入学した児童とのつながりを、授業に生かしているケースも見られる。
課 題	・ 外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対する、日本語指導や文化的な背景に応じた生活適応指導を、計画的・継続的に行うことが重要である。 ・ 交流活動の推進に当たっては、関係機関と連携して受け入れ態勢を整え、児童生徒に身に付けさせたいこと、理解させたいことといった指導目標を明確にして取り組むことが重要である。
指 導 事 項	① 外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍児童生徒に対しては、特別の教育課程を編成したり、関係機関と連携したりして、計画的・継続的に日本語指導や生活適応指導を行うよう努める。 ② 進級や卒業に当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意して、児童生徒本人や保護者に丁寧に説明し、十分に理解を得た上で適切に対応するよう努める。 ③ 諸外国の姉妹・友好提携校との交流や地域に住む外国人・海外生活経験者等を活用した異文化交流を積極的に推進し、協調して生きていく態度の育成に努める。

10 情報化に対応する教育の推進

一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

(1) 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

現 状	・ 全体計画を作成している学校は、小学校51校中49校、中学校26校中8校である。 ・ 校内研修でICTの活用をテーマとして取り上げている学校は、小学校51校中41校、中学校26校中20校である。（令和5年度教育活動状況調査から） ・ 小学校プログラミング教育を実施している学校は、51校中50校である。
課 題	・ 児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、各段階における系統的な情報教育を実施する必要がある。 ・ 全ての教職員が、ICTの特性を理解し、効果的な指導方法や児童生徒の情報モラルに係る実態に基づいた適切な指導について研修する必要がある。 ・ 小学校においては、プログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて計画的・組織的に実施する必要がある。
指 導 事 項	① 児童生徒の情報活用能力を効果的に育成するよう、発達の段階や各教科等の学習内容を踏まえた、系統的・体系的な指導に努める。 ② 校外で実施される研修に積極的に参加し、その研修内容を校内で伝達する機会を確保するなど、計画的・継続的な教員のICT活用指導力の向上に努める。 ③ 小学校においては、プログラミングを通してどのような力を育てたいのかを明らかにした上で、必要な指導内容を教科等横断的に配列した指導計画等を作成するなど、計画的・組織的な実施に努める。

(2) 学習指導におけるICTの適切な活用の推進

現 状	・ 多くの学校において、情報を収集したり、学習したことをまとめたり、表現したりするために、1人1台端末や情報通信ネットワーク等、ICTを活用した学習活動が行われている。
課 題	・ 教職員一人一人が、ICTの特性の理解と基本的な操作の習得に努めるとともに、それぞれの特性を生かした適切な活用について工夫していく必要がある。 ・ ICTを活用することの意義を教職員が共通理解した上で、積極的かつ柔軟に活用していく必要がある。
指 導 事 項	① 多様な児童生徒に対する個別最適化された学びや支援及び児童生徒同士の協働的な学びの実現に向け、ICTの特性を生かし、各教科の特質、指導の目標や内容、児童生徒の実態に応じ、学習過程の中で弾力的に活用するよう努める。 ② ICTの活用により、学習に対する動機付けや学習内容の理解促進が図られ、「分かる授業」や「魅力ある授業」の実現につながる有効な手立てとなることを、教職員が共通理解した上で、その積極的な活用に取り組むよう努める。

(3) 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

現 状	- 各教科等においてインターネットによる情報収集が行われている。 - メール配信サービスをはじめ、情報通信ネットワーク等を活用し、家庭や地域社会と情報の共有・交流に取り組んでいる学校がある。
課 題	情報通信ネットワーク等を活用した効果的な学び及び教育活動の質の改善をねらいとした教育の情報化に向けた実践的研究を進める必要がある。
指 導 事 項	① 児童生徒が情報通信ネットワーク等を活用することにより、主体的な学習活動が促進されるような多様で弾力的な学習活動の展開を工夫する。 ② 通信環境の整備、情報通信ネットワーク等を活用した家庭や地域社会との情報交換など、教育の情報化に努める。

(4) 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

現 状	- 校内研修の内容に情報モラルを取り上げている学校は、小学校51校中20校、中学校26校中4校である。また、全校、学年、学級のいずれかに対して情報モラルに係る指導を実施した学校は小学校51校中49校、中学校26校中25校である。(令和5年度教育活動状況調査から) 1人1台端末を家庭に持ち帰らせて学習活動に活用させている(準備ができている)学校は、小学校51校中35校、中学校26校中14校である。 1人1台端末の活用に向けて、約束事や手引きとなるものを作成し、児童生徒及び各家庭に配布している学校は、小学校51校中37校、中学校26校中20校である。 - 情報モラル教育の取組については、警察や合同サポートチーム(STEPS)、企業による講義等を活用し、児童生徒と保護者を対象として実施している学校がある。
課 題	- 児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、各段階における系統的な情報モラル教育に取り組む必要がある。 - 情報モラル教育の指導の充実に向けて、1人1台端末の持ち帰りも含め、学校・家庭・地域社会・関係機関が共通理解を図り、連携しながら取り組む必要がある。
指 導 事 項	① 情報モラルの視点をもった学習活動を組織的、系統的に実施するとともに、情報技術やサービスの変化に伴った適切な指導が行われるよう、教職員の指導力の向上に努める。 ② SNSによるトラブルなどインターネットの危険性について、保護者会や合同サポートチーム(STEPS)をはじめとする関係機関による情報モラル教室などの機会を通じて周知するとともに、トラブルへの対応についても学校・家庭・地域社会・関係機関が連携を図りながら指導の充実に努める。 ③ 1人1台端末を含めた情報端末機器等の利用に関するルールやマナーについて家庭で話し合いが行われるよう、家庭での約束事の事例等をまとめたものを保護者に配布するなど、より一層家庭との連携に努める。

11 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

(1) 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

現 状	県教育委員会が平成30年2月に策定し、令和5年2月1日一部改訂となった「校長及び教員の資質の向上に関する指標」（以下「指標」とする。）の趣旨や内容について、校内研修等で共通理解を図ったり、具体的な研修体制の整備に取り組んだりしている学校も見られる。
課 題	様々な場面を活用して指標の周知、徹底に一層努め、教員の資質向上に向けた研修の推進に取り組む必要がある。
指 導 事 項	① 指標の趣旨や内容を校内研修等で取り上げるにより、全教職員で共通理解を図るよう努める。 ② 教員一人一人が、自らの教育実践を振り返り、捉え直すことを基礎として、新たな目標の設定、実践、振り返りを繰り返す中で、自ら必要な学びを主体的にマネジメントしていくよう努める。

(2) 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実

現 状	- 授業改善や指導方法の研究等に取り組んでいる学校が多く、授業参観の観点を事前に示したり、ワークショップ型の研究協議を行ったりするなどの工夫がみられる。 - 小学校では、研究主題に基づいて、複数の学級において授業公開を行い、研修を進めている学校が多い。 - 中学校では、研究主題に基づいて教科ごとに研究計画を立て、各教科の特性を生かしながら内容を工夫して研修を進めている学校が多い。
課 題	- 全教職員が主体的に研究・研修に参画し、課題解決に向けた具体的な方策について組織的・計画的に研修を進める必要がある。 - 同僚性を発揮して日常的に学び合うなどの環境・雰囲気作りや、それを踏まえた校内研修体制を整備し、機能させる必要がある。
指 導 事 項	① 学校の教育課題を明らかにし、学校における様々な機会や場면을、教員の学びとして位置付け、活用するなど、日常的な校内研修を充実させるよう努める。 ② 教職員一人一人が自身の職責や分掌において適切に役割を自覚し、課題解決に向けて実践するとともに、「経験を振り返ることを基礎とした学び」と「他者との対話から得られる学び」を蓄積することで、日常的に学び合う機会が醸成されるよう努める。

(3) 学習指導要領に基づく実践的研究の充実

現 状	- 各学校においては、学習指導要領の趣旨や内容等についての研究・研修や実践に取り組んでいる学校が多い。 - 小学校では、研究する教科等を限定せず、各教科等についての授業実践に取り組んでいる学校が51校中31校となっている。（令和5年度教育活動状況調査から）
課 題	- 学習指導要領の趣旨や内容等の理解を深め、具体的な実践へと結び付けるための研究・研修を進める必要がある。 - 授業づくりや指導方法の改善、学習評価など、授業改善に資する研究を進める必要がある。

指導事項	① 各学校の特色を生かした多様で弾力的な教育課程の編成・実施・評価を行い、教育課程の改善を図り、具体的な実践へと結び付けるよう努める。 ② 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価の方法についての共通理解など、授業改善に関する研究・研修を推進するよう努める。
------	---

(4) 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

現状	各種調査・検査、学校評価等の結果から、学校や地域社会、児童生徒の実態や変容などを踏まえ、身に付けさせたい力を明確にして、指導方法の工夫・改善を図っている学校が多い。
課題	- 実態調査の結果を分析・検討して、児童生徒が直面している教育課題を明確にし、実践的研究の充実を図る必要がある。 - 研究で得た成果と課題を日常の実践につなげるために、指導計画はもとより評価計画も重視し、指導と評価の一体化を図る必要がある。
指導事項	① 教育課題解決のため、研究のねらいや目指す児童生徒像、内容、方法、共有方法及び検証方法を明確にするとともに、年間の教育計画との関連を図った研究計画を作成するよう努める。 ② 研究内容と日常の授業との関連を図り、児童生徒の変容が具体的な姿で評価できるよう、各学校の実態に応じた評価規準を作成するよう努める。

(5) 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

現状	- 各教科等において、保護者や地域の人材、施設などと連携・協力しながら、多様な体験活動や交流活動等を計画している学校が多い。 - 教育活動に関わるアンケートを実施し、家庭や地域社会との連携に係る成果と課題を明らかにして、取組の工夫・改善に努めている学校が多い。 - 幼保小の連携において、学校行事や教科等での幼児・児童の交流活動や保育・授業参観等の指導者間の交流が半数以上を占めている一方で、連携を意識した指導の内容を工夫している学校は、51校中18校となっている。(令和5年度教育活動状況調査から)
課題	- 地域の教育資源や学習環境をより効果的に活用できるよう、校内体制の在り方や活動内容について、検討・見直しを図る必要がある。 - 児童生徒や地域社会の実態を適切に把握し、活動の目的化やマンネリ化を防ぎ、家庭や地域社会との連携を更に深める必要がある。 - 幼保小においては、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）の教育の位置付けや重要性について認識を共有し、こどもの成長を中心に据えながら、一体となって架け橋期の教育の充実に取り組む必要がある。
指導事項	① それぞれの学校がもつ教育条件を十分に踏まえ、中学校区で情報を共有し系統性をもたせながら、教育活動の創意工夫に努め、必要に応じて改善を図る。 ② 家庭や地域の人々の願いや思いを把握し、連携・協働して児童生徒を育てていくという考えで積極的に働きかけ、地域人材の活用や地域素材の教材化、カリキュラム開発などにおいて、地域社会の教育力を更に活用する。 ③ 幼保小連携の推進に当たっては、施設類型・設置者・学校種を越えて、形式的な取組とならないよう「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにしながら、こどもの姿を起点に連携・協働して取り組むよう努める。

第3章 中南教育事務所社会教育行政の方針と重点

中南教育事務所では、青森県教育委員会が定めた「令和7年度社会教育行政の方針と重点」、「令和7年度文化財保護行政の方針と重点」及び「令和7年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点」等を受けるとともに、管内における社会教育の現状と課題を踏まえ、社会教育行政の方針と重点を策定しました。

令和7年度は、6つの重点を掲げ、課題解決に取り組めます。

I 方 針

地域住民一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

また、郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

さらに、一人ひとりが、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

II 重 点

1 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

未来を担う人財であるこどもたちが心豊かでたくましく成長するよう、多様な体験活動等を通して育成するとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、教職員、保護者、地域住民が連携・協働して社会全体でこどもたちを育むことが必要である。

(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域と学校が連携・協働して、学びによるまちづくり、地域人財育成、郷土学習、放課後や土曜日等における学習体験・活動など、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支え、地域を創生する活動を促進するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を支援する。

(2) キャリア教育支援の仕組みづくりの推進

社会人・職業人として自立できるよう必要な資質、能力、態度を培うキャリア教育を推進するため、地域の企業、NPO、大学等との連携・協働による教育支援活動を充実させるとともに、こどもたちのキャリア形成を支援する。

(3) こどもの読書活動の充実

こどもの読書習慣を形成するため、こどもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発と電子書籍等を含めた読書環境の整備を進める。

(4) 家庭教育支援体制の充実

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、支援者の育成やその活用によるきめ細やかな家庭教育支援の取組を通して、社会全体で家庭教育を支える体制を充実させる。

(5) こどもの体験活動の充実

青少年教育施設の主催事業を始めとするこどもの自然体験活動等、多様な体験活動を推進する。

2 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

地域の強みを生かした豊かで住みよい地域社会や持続的な地域コミュニティを形成するためには、地域活動に主体的に取り組む人財や地域の次代を担う若者の育成が求められるとともに、人財相互のネットワークづくりが必要である。

(1) 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

各地域において、地域活動に係る潜在的な人財を掘り起こすとともに、地域活動に多様な側面から関わり、それぞれの個性を生かして主体的に取り組む実践者を養成する。

また、地域活動をけん引する指導者や、人や組織を結ぶコーディネーターを養成する。

(2) 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成

地域の活力が将来にわたって持続するよう、郷土に誇りを持ち、その良さを引き継ぎながら地域づくりに取り組む地域の次代を担う人財を育成する。

(3) 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

地域活動の実践者、指導者、コーディネーターを始め、大学、企業、NPO等の地域活動に関わる関係者の資質向上のため、ネットワークの形成を促進する。

3 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

重点1・2に掲げる「人財の育成」を進めるため、人生100年時代においては、こどもや若者、社会人、高齢者など、年齢を問わず学び続け、地域社会の担い手となるよう、生涯学習・社会教育を充実させていくことが必要である。

(1) 地域住民の学び直しやリカレント教育の推進

地域住民の主体的なキャリア形成を促すため、産学官民によるネットワークを活用する等、学び直しやリカレント教育の機会を充実させ、誰もが生涯にわたって意欲を持って学び、教養や能力を高め、活躍していく環境づくりに取り組む。

(2) 地域住民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進

「社会参加活動支援センター」（総合社会教育センター内に設置）での取組やボランティア関係者の研修の実施及びネットワークの構築等により、地域住民一人ひとりの学習成果を生かした社会参加活動を支援する。

(3) 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

性別や年齢、障がい等の有無などに関わらない多様なニーズに応じた学びの機会や地域課題に応じた学習機会・学習情報の提供、学習相談等、生涯学習環境の充実及び社会参加活動の促進を支援する。

4 社会教育推進のための基盤整備

重点1～3を実現するため、社会教育推進のための基盤整備に継続的に取り組む。

(1) 社会教育推進体制の充実

青森県生涯学習審議会、青森県社会教育委員の会議による提言等に基づき施策の充実に努める。

(2) 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

県の社会教育施設（県立図書館、総合社会教育センター、県立少年自然の家）や、各市町村の公民館、図書館等社会教育施設の活用促進を支援する。

(3) 社会教育関係職員等の養成と資質の向上

社会教育主事（社会教育士を含む。）、図書館司書、視聴覚教育に関わる職員等の養成と資質の向上を図る。

(4) 社会教育関係団体等の活動の支援

管内の社会教育関係団体等が行う活動を支援する。

5 かけがえのない文化財の保存・活用

かけがえのない文化財の保護・保存及び公開・活用に努めるとともに、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

(1) 文化財の保護・保存及び公開・活用

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努めるとともに、地域住民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ① 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- ② デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信
- ③ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び受入態勢の充実

(2) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ① 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- ② こどもの伝統芸能伝承活動の推進

6 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進

地域住民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりの充実を図り、スポーツの推進に努める。

(1) 地域住民のスポーツ参画人口の拡大

世代や性別、障がいの有無などに関わらず、地域住民の誰もがスポーツに参画できるよう、市町村や学校、地域、スポーツ団体等と連携し、スポーツに親しむ機会の充実を図る。

(2) スポーツを通じた活力ある社会の実現

多様な人々があつまり、ともにスポーツを楽しめる環境づくりの充実を図るとともに、スポーツを通じた地域の活性化及び共生社会の実現に向けた取組を推進する。

Ⅲ 現状と課題及び留意事項

1 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

現 状	・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターを委嘱し、研修会を開催している市町村がある。また、コミュニティ・スクールの導入及び地域学校協働本部の整備に向けた準備を進めている市町村がある。 ・ 管内のコミュニティ・スクールの導入率は「67.5%」、地域学校協働本部の整備率は「24.7%」と開きがある。(令和6年度青森県内市町村における地域学校協働本部整備状況・コミュニティ・スクール導入状況から) ・ 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助」等を受け、コーディネーターの養成や地域資源の活用を進めるなど、地域の教育力向上に努めている市町村がある。
課 題	・ 学校・家庭・地域の連携・協働を充実させるためにも、「コミュニティ・スクールの導入」及び「地域学校協働本部の整備」を推進する必要がある。 ・ 学校や地域に対するコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の理解及び地域学校協働活動推進員や地域コーディネーター等のネットワークづくりを、より一層推進する必要がある。
留 意 事 項	① 県生涯学習課（CSマイスター派遣事業を含む。）や管内の教育委員会から情報を収集しながら「コミュニティ・スクールの導入」及び「地域学校協働本部の整備」を推進し、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」を図るための土台を築いていく。 ② 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携を円滑に進めるため、地域の教育資源に関する情報の収集・整理を行う。 ③ 教職員や地域住民を対象とする研修機会の確保に努め、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動のより一層の普及・啓発（「地域学校協働活動ハンドブック 実践編」の活用を含む。）を図るとともに、関係者のネットワークづくりを促進する。

(2) キャリア教育支援の仕組みづくりの推進

現 状	・ 大学や官公庁、企業、NPO等の関係機関と連携し、地域資源を活用している事例や、小学生・中学生・高校生を対象に、キャリア教育に関わる事業等を行っている事例がある。 ・ 多くの図書館では、小学生の図書館員体験事業を実施したり、中学生の職場体験及び高校生のインターンシップを受け入れたりしている。 ・ 青森県教育支援プラットフォーム（中南地区）が行っている「教育支援活動に係る学校とのコーディネート活動」を活用し、出前授業・インターンシップ・職場体験を行っている学校がある。
課 題	・ 社会人・職業人として自立できるよう必要な資質、能力、態度を培うキャリア教育を推進するため、地域全体におけるキャリア教育を充実させ、こどもたちのキャリア形成を支援する必要がある。
留 意 事 項	① 地域資源を活用し、地域への関心・興味を高めながら多様な人々との交流を深め、大人の生き方から学ぶことができる機会の提供に努める。 ② 大学や官公庁、企業、NPO等の関係機関と積極的に連携しながらキャリア教育を推進する。 ③ 「青森県教育支援プラットフォーム（中南地区）」及び「我が社は学校教育サポーター（県総合社会教育センター）」等を活用し、「地域ぐるみでこどもを育む社会」の実現を目指し、キャリア教育を推進する。

(3) こどもの読書活動の充実

現 状	・ 読み聞かせに関わるボランティア等は、図書館や公民館、学校等で広域にわたり積極的な活動を展開している。 ・ 図書館の「ブックスタート」では、乳幼児健診や家庭教育支援事業等と併せて開催している市町村がある。 ・ 図書館職員を小・中学校へ派遣したり、コンピュータによる蔵書管理システムを導入したりするなど、学校図書館の環境整備を進めている事例がある。 ・ 「こどもの読書推進計画」を活用し、こどもの読書を計画的に推進している。
課 題	・ 「こども読書活動推進計画」を活用し、こどもの読書活動に関わる機関等との連携を図りながら、こどもの読書活動を地域全体で一層推進する必要がある。
留 意 事 項	① 「こども読書活動推進計画」を活用し、学校・家庭・地域におけるこどもの読書の機会の充実を図る。 ② 図書館や公民館、学校、読み聞かせに関わるボランティア等との連携を図り、こどもの読書活動の意義や重要性について普及・啓発を図る。 ③ 子育てサークルやPTAなどの団体へ、読み聞かせに関わるボランティアや読書に関わるイベント等の情報を提供する。 ④ 読み聞かせや図書館支援に関わるボランティアを発掘・育成し、ネットワークづくりを支援したり、活動の場を拡充したりするなど、一層の活性化を図る。

(4) 家庭教育支援体制の充実

現 状	・ 各市町村では、福祉担当課や幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、PTA等と連携して家庭教育に関する講座を実施している。また、親子で読書やものづくり、スポーツをするなど親子交流の機会を提供している。 ・ 子育て支援のために、家庭教育相談を身近な施設で定期的に行っている市町村や、支援が必要な家庭に対して、学校、各種関係機関等と連携してケース会議を開催し対応している市町村がある。
課 題	・ 家庭教育に関する学習機会及び相談機関の情報提供、子育て支援者の養成と活用並びにネットワークづくりの取組を通して、地域全体で家庭教育を支える体制づくりを推進する必要がある。
留 意 事 項	① 今日的な課題に対応した学習プログラム（あおもり親学プログラムを含む。）を活用し、保護者の多様なニーズに応じた学習機会を提供するとともに、交流の場や相談機関の情報提供に努める。 ② 子育て支援団体等の立ち上げや、その活動をサポートするなど、地域で子育て支援に関わる人財の育成とネットワークづくりに努める。 ③ 家庭教育支援に関わる講座等への参加を促したり、家庭教育に関するコーディネーター等を活用したりするなど、各種関係機関等との連携・協働や、家庭や保護者の実態に応じたきめ細かな支援・援助ができる体制づくりに努める。

(5) こどもの体験活動の推進

現 状	・ こどもへの学習機会の提供については、どの市町村においても地域の特色を生かした取組に加え、青少年教育施設やオンラインシステムを活用した取組が増えている。 ・ 多くの市町村では、少子化やスポーツ少年団及び部活動との兼ね合いで、各事業におけるこどもの参加者が減少している。また、子ども会活動の停滞に苦慮しているため、行政と地域住民が各地区で対話集会を開催したり、子ども会育成会、PTA、地区協議会等が協力して事業を実施したりするなど、活性化を図るための活動が行われている。 ・ 子ども会の元会員や大学生、高校生をボランティアとしてイベントに活用するなど、こどもの社会参加を促進しようとする取組を進めている。
--------	--

課題	関係機関等との協働により、学習内容を一層工夫・改善し、こどもの体験活動等の習機会を充実させる必要がある。
留意事項	① 学校・家庭・地域との連携や異年齢集団との交流に配慮し、こどもの豊かな人間性、社会性、自律性等を育むことができるよう、自然体験活動や社会体験活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術文化活動等の多様な体験活動の充実を図る。 ② 地域全体でこどもを育むという認識を持ち、地域の人財、社会教育関連施設、地域の自然・歴史・文化・福祉・商工業施設、企業等の活用を図る。 ③ こどもが主体性を持ち積極的に活動できるよう配慮し、将来にわたって地域活動等に参画する意欲を高められるよう、中・長期的な見通しを持って取り組む。

2 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

(1) 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

現状	- 各市町村では、放課後児童対策パッケージに関わる支援や家庭教育支援等のコーディネーターが活用されている。 - 地域活動の実践者やコーディネーターが、研修会等へ積極的に参加し、資質・能力の向上に努めている。
課題	持続可能な地域づくりに向け、意図的・計画的に、実践者やコーディネーターの発掘・養成及び連携を図る必要がある。
留意事項	① 県が主催する学習会や研修会等への参加を一層奨励し、実践者やコーディネーターの養成及び資質・能力の向上を図る。 ② 実践者やコーディネーターが、自身の活動の場を広げ、実践内容を多くの世代に伝達できるよう、活動への継続的な支援に努める。

(2) 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成

現状	- 各市町村では、多様な体験活動ができるよう、プログラムを工夫し、こどもを育成している。また、異年齢交流や、世代間交流を取り入れた活動も多く行われている。 - 次代のリーダーづくり及び地域づくりを目的に、若者自らの提案を具現化する機会を提供し、地域の活性化につなげる事業に取り組んでいる市町村がある。
課題	こどもから大人へとつながりのある活動ができるよう、計画的・継続的なプログラムづくりをする必要がある。
留意事項	① 多様な体験活動ができる場を提供し、郷土への愛着と誇りを持ち、地域の魅力を SNS 等を活用し、情報発信できるように努める。 ② 世代間交流を通して、地域の一員としての役割を意識しながら活動に参加させ、地域コミュニティの活性化に努める。

(3) 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

現 状	・ 社会教育行政担当者と指定管理者職員、指定管理者同士の交流を推進し、ネットワークづくりをしている市町村がある。 ・ 指導者や実践者、コーディネーター等が交流を深めたり、情報を共有したりできるよう、研修会や協議会等を実施している市町村がある。
課 題	・ 交流の場や互いに活動できる機会の提供及び支援に取り組むことにより、地域活動に関わる人財の市町村を越えたネットワークづくりを図る必要がある。
留 意 事 項	① 指導者や実践者及びコーディネーターが、行政や大学、企業、NPO等とつながることができるよう支援する。 ② 指導者や実践者及びコーディネーターが、交流を深めたり情報を共有したりできるよう、学習する機会や活動できる機会の提供に努める。

3 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

(1) 地域住民の学び直しやリカレント教育の推進

現 状	・ 各市町村の公民館講座や成人大学等の学習講座において、地域住民のニーズに合わせた「学び直し」につながる内容の講座が開催されている。 ・ 管内には、リカレント教育のための講座やビジネススキルコースが開設されている大学（放送大学を含む。）や専門学校がある。
課 題	・ 学び直しやリカレント教育の機会を充実させ、誰もが生涯にわたって意欲を持って学び、教養や能力を高め、活躍していく環境づくりに取り組む必要がある。
留 意 事 項	① 公民館講座や成人大学等の学習講座における「学び直し」につながる講座を更に充実させ、生涯にわたって意欲を持って学ぶことができる機会の充実に努める。 ② 社会人の学び直しに関する学習機会について調べたり、支援情報を見たりすることができる、「学び直しを通じたキャリア形成支援ポータルサイト『リ・ラーンあおもり』」を活用し、学び直しが充実するよう努める。 ③ 社会人が仕事で求められる能力を磨き続けていけるよう、働きながら学ぶことができる環境を整える。

※ リカレント教育「学校教育から一旦離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学びのこと」（青森県教育施策の大綱2024～2028から）

(2) 地域住民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進

現 状	・ 各市町村が開催する文化祭では、学習グループ・サークルが学習成果を発表できる場や相互交流ができる場を設定している。 ・ 公民館講座の受講者が公民館事業で体験コーナーを運営したり、作品展示や発表を行ったりしている。また、地域住民向けの講座を開催している事例もある。
課 題	・ 地域住民が学習成果を生かして社会参加できるよう、学習者を講師等として積極的に活用するなどの支援を一層充実させる必要がある。
留 意 事 項	① ボランティア活動等の情報を提供し、地域住民が学習成果を生かした社会参加活動に取り組むことができるよう支援する。 ② 学習活動を通じて豊富な知識や経験、技能を身に付けた人財を発掘し、地域活動の指導者や講座の講師として活用する。 ③ 公民館講座受講者等に対し新たな学習グループ・サークルの結成を促し、学習成果を生かせるよう、発表する場を提供する。

(3) 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

現 状	- 各市町村では、男女共同参画の実現に向けた「男女共同参画推進プラン」が策定されており、推進プランに基づいた研修会を定期的に開催している事例がある。 - 各市町村では、全ての住民を対象に、健康や福祉、教養、レクリエーション、芸術文化等多様な分野の事業が開催され、生きがいづくりや仲間づくりにつながるよう工夫されている。 - ボランティアスタッフを募集し、知的障がい者の生涯学習活動を支援する活動を行っている事例がある。
課 題	性別・年齢・障がい等の有無に関わらず、誰もが生きがいを持ち、学び続けることができる学習環境を充実させるとともに、社会参加が促進されるよう支援する必要がある。
留 意 事 項	① 各市町村の「男女共同参画推進プラン」に基づいた研修会を開催するとともに、地域住民の学習意欲を高めるようなプログラムに取り組むよう努める。 ② 全ての住民が、孤立せず、地域とつながることができるような、体制づくりに取り組むよう努める。 ③ 首長部局等と連携し、障がい者等に対する理解を深める学びの機会づくりを整えるよう努める。

4 社会教育推進のための基盤整備

(1) 社会教育推進体制の充実

現 状	- 推進体制の基盤となる社会教育推進計画や生涯学習推進計画等を策定し、生涯学習推進本部を設置している市町村がある。推進本部が未設置の市町村においては、他の協議会や庁内の課長会議等に推進本部の機能を持たせ、事業等の連絡・調整や共通理解を図っている。 - 各市町村では、それぞれの社会教育行政の方針と重点に基づき、社会教育推進体制の充実とともに、事業評価を行うなど見直しや改善を図っている。
課 題	中・長期的なビジョンを持った社会教育推進計画等を策定し、評価を適切に行い、社会教育の推進に資する基盤整備を充実させる必要がある。
留 意 事 項	① 地域住民の多様な学習ニーズや今日的課題、地域課題等の社会の要請を的確に捉え、社会教育推進計画等を策定・実施する。 ② P D C A等に基づいた事業評価を確実に行之、社会教育推進計画等の改善を図る。評価に当たっては、社会教育委員の会議や第三者委員会などの外部の視点を取り入れ、客観性・透明性を確保する。

(2) 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

現 状	- 高齢者等にとって利用しやすい環境整備を進めたり、指定管理者制度を導入したりするなど効率的、弾力的な運営を図りながら施設の活性化に努めている事例がある。 - 各市町村ではインターネット環境が整備され、オンラインを用いた会議や研修会が可能となり、D X化に向けた活用が図られている。
課 題	地域の実情と地域住民の視点に立った評価を踏まえ、社会教育施設の環境整備や運営の改善を図る必要がある。

留意事項	① 地域住民の意向を施設運営に反映させ、利用日や利用時間の弾力化等により利便性を高める。 ② 他市町村や近隣における施設とのネットワークの構築を図り、各施設の特色を生かした事業や人財の情報を提供する。 ③ 公民館等においては、様々な学習機会の提供や学習相談のほかに、地域の交流や絆づくりなど、地域づくりの拠点施設としての機能を一層向上させる。
------	---

(3) 社会教育関係職員等の養成と資質の向上

現状	各市町村では、社会教育関係職員等の研修機会を充実させ、資質・能力の向上を図るために、市町村及び県が主催する研修会等への参加を促している。
課題	社会教育主事等の関係職員の計画的な養成と資質・能力の向上や、首長部局を含む社会教育関係職員同士のネットワークづくりを進める必要がある。
留意事項	① 社会教育主事（社会教育士）を計画的に養成するとともに、社会教育関係職員等が各種研修等へ参加しやすい環境づくりに努める。 ② 幅広い情報を得て、事業の企画や評価に生かすことができるよう、首長部局を含む社会教育関係職員同士のネットワークづくりに取り組む。 ③ 住民の学習活動拠点である公民館等の機能充実のため、インターネット環境を整備し、また職員の企画・コーディネート機能の向上を図る。

(4) 社会教育関係団体等の活動の支援

現状	図書館や公民館等を拠点として活動している学習グループ・サークル等がある。また、各市町村では、講座修了者の活用に努めており、活動発表や講習会開催などの活発な自主運営を促している。
課題	社会教育関係団体や学習グループ・サークル等の一層の活性化を図るとともに、自立して継続した活動ができるよう支援する必要がある。
留意事項	① 社会教育関係団体や学習グループ・サークル等に関する情報の収集・整理と提供を進め、ネットワークづくりを支援する。 ② 学習や活動の成果が発揮され相互交流ができるよう、発表会や地域行事への参加を促す。 ③ 社会教育関係団体の指導者等が研修会へ参加できるよう、計画的に支援する。

5 かけがえのない文化財の保存・活用

(1) 文化財の保護・保存及び公開・活用

現 状	- 管内には、国指定等文化財が108件（重要文化財31件、重要無形文化財1件、重要無形民俗文化財1件、記念物9件、伝統的建造物群2件、登録有形文化財57件、登録記念物4件、その他3件）、県指定文化財が87件（県重宝55件、県技芸1件、県有形民俗文化財1件、県無形民俗文化財14件、その他16件）、市町村指定文化財が293件（弘前市148件、黒石市34件、平川市71件、西目屋村1件、藤崎町13件、大鰐町16件、田舎館村10件）ある。 - 各市町村では、地域の歴史・文化を伝えるかけがえのない文化財の保護・保存を進めている。また、管内4市町村にある博物館等の施設においては、展示や整備の工夫に努め、魅力ある企画展を開催し、利用の促進を図っている。 - 各市町村では、学校等の求めに応じ、学習資料の提供や講師の派遣など、その活用に努めている。
課 題	地域共有の財産である文化財の保護・保存に努めるとともに、積極的な公開・活用を更に推進する必要がある。
留 意 事 項	① 文化財の保護・保存のために、文化財講座の開催等を通じて、文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発を行う。 ② ホームページでの動画配信及びSNS等デジタル技術の活用による文化財の公開・活用の促進と情報発信を行う。 ③ 管内の小・中学校と連携して、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を含めた地元の史跡、遺跡等を活用した教育活動や講演会を推進し、文化財に親しむ機会の充実を図る。

(2) 伝統芸能・技術の継承

現 状	- 学校と地域が連携し、特別活動や総合的な学習の時間等を活用しながら、伝統芸能・状況技術の継承に努めている。 - 後継者不足と指導者の高齢化に悩みながらも、地域が一体となって後継者の育成に取り組んでいる事例がある。
課 題	伝統芸能・技術の継承・発展のために、学校や地域での発表の機会や体験活動等の事業を充実させ、後継者の育成を支援する必要がある。
留 意 事 項	① 学校との連携を図りながら、次代を担うこどもたちへ伝統芸能・技術を継承する。 ② 地域住民が伝統芸能・技術に親しむ機会として地域で発表する場などを拡充し、その意義や素晴らしさについて啓発するとともに後継者の育成を支援する。 ③ 伝統芸能・技術を映像や音声で保存し、次世代へ伝承する活動を支援する。

6 活力、健康、感動を生み出すスポーツの推進

(1) 地域住民のスポーツ参画人口の拡大

現 状	- 各市町村では、地域住民のスポーツ活動を推進するため、多くのスポーツ教室、講習会、スポーツイベント及びスポーツ大会を開催している。 - 各市町村では、スポーツ指導者やスポーツ推進委員等が種々の研修会等へ参加できるよう支援するとともに、スポーツイベント等で講師や運営者として活用するなど、活動の場を提供している。 - 地域住民のスポーツ活動の利便性向上のため、体育施設の整備や学校体育施設（廃校施設を含む。）の開放を進めている。
課 題	地域住民のスポーツ参画人口を拡大するために、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、身近なスポーツ環境の整備に取り組む必要がある。
留 意 事 項	① 各世代に対するスポーツ活動の充実を図るとともに、働く世代や子育て世代が気軽に運動やスポーツに取り組むことができる環境づくりに努める。 ② スポーツイベントの開催等、地域のスポーツに関する資源を生かした地域活性化に向けた取組を推進し、スポーツ参画人口の拡大を図る。 ③ 既存の体育施設の利便性向上や学校体育施設の開放を一層進め、身近なスポーツ環境の整備に取り組む。

(2) スポーツを通じた活力ある社会の実現

現 状	- こどもが多様なスポーツを経験することができる総合型地域スポーツクラブは、管内に7クラブ（6市町村）設立されている。 - 各市町村では、スポーツイベント等を開催し、地域におけるスポーツ活動の充実に努めている。 - 令和6年度の管内におけるスポーツ推進委員は118名（男81名、女37名、前年度比増減なし）で、長年継続して務めている委員が多い。また、体育的行事の運営や学校・地域住民対象の教室や講座への協力等、スポーツ活動の普及に積極的に取り組んでいる。
課 題	スポーツを通じた活力ある社会の実現のために、スポーツを楽しめる環境づくりの充実を図り、スポーツ指導者やスポーツボランティアの確保と活用に取り組む必要がある。
留 意 事 項	① 地域の多様なニーズを把握し、地域住民の参画を得ながら、スポーツクラブ等の育成と支援に取り組む。 ② 地域住民がスポーツへ親しむことができるよう、啓発を図るとともに、スポーツに関する情報や活動機会を提供する。 ③ 県や市町村のスポーツ推進委員協議会と連携し、スポーツ推進委員が各地域のコーディネーターとして活躍できるよう環境を整える。

第4章 総務課関係

I 令和7年度学級編制基準

1 学級編制基準

公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の基準は、次のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小 学 校		中 学 校
単 式 学 級	35		40
2 個 学 年 複 式 学 級 (※1)	第1学年の児童 を含む場合	8 (4)	8 (4)
	第1学年の児童 を含まない場合	16 (8)	
特 別 支 援 学 級 (※2)	8		8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合(いわゆる「飛び複式学級」)のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校及び中学校の全学年は、上記1の表の学級編制基準(以下「基準」という。)により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

Ⅱ 令和7年度小・中学校教職員配置基準

- ① 公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の教職員配置基準は、次のとおりとする。
- 学級数については、県が定める学級編制基準による。

小学校

1 校長（義務教育学校の前期課程を含む。）

1校に1人とする。

2 教員（教頭・教諭）

- (1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	13	14	15	16	18	19	20	21	22	23
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
教員数	35	36	37	38	39	41	42	43	44	45

- (2) 特別支援学級（各障がい種別）において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- (3) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

3 養護教諭

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- (3) 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。
- (4) (3)以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

4 事務職員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、次のとおりとする。
 - ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。
 - イ 小中併置校の場合、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。
- (3) 27学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

5 栄養教諭・学校栄養職員

- (1) 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
 - ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。
 - ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。
- (2) 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
 - ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。

ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
 - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
 - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
 - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- (3) 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- (4) 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記(1)～(3)の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中学校

1 校長（義務教育学校の後期課程を含む。）

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

2 教員（教頭・教諭）

(1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	18	19	20	22	24	25	27	29	30	32
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
教員数	48	50	51	53	53	54	55	57	58	60

(2) 特別支援学級（各障がい種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

(3) 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。

(4) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

3 養護教諭

(1) 4学級以上の学校に1人とする。

(2) 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

(3) 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。

(4) (3)以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

(5) 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。

ただし、(1)または、(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

4 事務職員

(1) 4学級以上の学校に1人とする。

(2) 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。

(3) 21学級以上の学校に1人増配置する。

(4) 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。

(5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

(6) 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、(1)または(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

5 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

- ② 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。

1 県が実施する弾力的な学級編制

- (1) 小学校
1学級増につき教諭又は講師を1人とする。
- (2) 中学校
1学級増につき教諭又は講師を、上記①中学校2(1)の基準により1人又は2人とする。

2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制

県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

- ③ 併置又は併設型の小中一貫教育推進校及び義務教育学校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記①によらない教職員の配置をすることができるものとする。

Ⅲ 休暇等に係る提出書類一覧

項 目	区 分	条 件	提 出 書 類			根 拠 規 定
			職 員（⇒校 長）	校 長（⇒地教委）	地教委（⇒教育事務所）	
1 特 別 休 暇 （産前・産後）	産 前 休 暇	8週間（多胎14週間）	（証明書等）	休暇報告書	病氣休暇等報告書	勤規12, 18④ 取規7
	産 後 休 暇	8週間	〃	〃	〃	勤規12, 18⑤ 取規7
2 育 児 休 業 等	請 求（育 児 休 業）	子が3歳になるまで	育児休業承認請求書 証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	章法2, 育規2 育休通知
	請 求（育 児 短 時 間）	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務承認請求書 証明書	〃	〃	育法10, 育規5 育休通知
	請 求（部 分 休 業）	子が小学校就学の始期に達するまで	部分休業承認請求書 証明書	〃	部分休業承認後：承認請求書、証明書の写し （校長 ⇒ 地教委⇒ 教育事務所）	育法19, 育規8 育休通知
	期 間 延 長（育 児 休 業）	原則として1回	育児休業承認請求書 証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法3, 育規3 育休通知
	期 間 延 長（育 児 短 時 間）	／	育児短時間勤務承認請求書 証明書	〃	〃	育法11, 育規6 育休通知
	失 効 ・ 取 消	子が死亡した 職員の子でなくなった 子を養育しなくなった等	養育状況変更届	〃	〃	育法5, 育条5 育規4, 育休通知
	願 い 出	180日以内	結核性疾患精密検査証明書	病氣休暇について（副申）	休暇報告書	勤規11, 取規3① 技基6④
3 結 核 性 疾 患 精 神 性 疾 患 病 氣 休 暇	期 間 延 長	／	〃	〃	〃	取規6①
	経 過 報 告 出	承認権者の定めにより提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書の写し	取規4①
	出（7日前までに提出）	／	病状報告書 結核性疾患精密検査報告書	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5①
	願 い 出	180日以内	／	休暇報告書（90日を超える場合は副申） 精神性疾患観察報告書	休暇報告書	勤規11, 取規7 技基6④, 7①
	期 間 延 長	／	〃	〃	〃	取規6①
	経 過 報 告 出	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書の写し	取規4①
	出（7日前までに提出）	／	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書	職員の出勤報告書	取規5①, 技基7②
そ の 他 の 傷 病	願 い 出	90日以内（高血圧症等は180日以内）	（診断書等）	休暇報告書 （高血圧症等で90日を超える場合は副申）	休暇報告書	勤規11, 取規7 技基6④
	期 間 延 長	／	〃	〃	〃	〃
	経 過 報 告 出	30日以上の場合、承認権者の定めにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書の写し	取規4①
	出（7日前までに提出）	／	病状報告書 精密検査証明書	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5①

Ⅲ 休暇等に係る提出書類一覧

項 目	区 分	条 件	提 出 書 類				根 拠 規 定
			職 員（⇒校 長）	校 長（⇒地教委）	地教委（⇒教育事務所）		
4 介 護 休 暇	請 求	2週間以上6月以内	証明書等	休暇報告書 介護休暇簿の写し	休暇報告書	勤規14,19 取規7	
	延 長 ・ 変 更		〃	〃	〃	〃	
5 休 職	願 望	3年以内	休職願 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 そ の 他：精密検査証明書	職員の休職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職について（内申）	分条3、取規3②	
	期 間 延 長		休職期間延長願 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 そ の 他：精密検査証明書	職員の休職期間の延長について（副申） 精神性疾患：精神性疾患観察報告書も添付	職員の休職期間の延長について（内申）	取規6②	
	経 過 報 告	90日ごと	経過報告書 （結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書）	経過報告書 （結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書）	経過報告書 （結核性疾患の場合は結核性疾患経過報告書）	取規4②	
	復 職 提 出	県教育長に30日前までに提出	病状報告書 結核性疾患：結核性疾患精密検査証明書 精神性疾患：精神性疾患精密検査証明書 そ の 他：精密検査証明書	職員の復職について（副申） 精神性疾患：精神性疾患経過観察報告書	職員の復職について（内申）	取規5②、技基7②	
6 配 偶 者 同 行 休 業	願 望	3年以内	配偶者同行休業承認申請書	配偶者同行休業員申書	配偶者同行休業内申書	配休規2① 配休通知	
	期 間 延 長	原則として1回	〃	〃	〃	配休規3	
失 効 ・ 取 消		配偶者が死亡した等 配偶者でなくなった等	配偶者外国滞在事由等状況変更届	〃	〃	配休条7,8① 配休規4、 配休通知	

- ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 …………… 勤条
- ・ 職員の勤務時間、休日及び休暇（人事委員会規則13-8） …………… 勤規
- ・ 学校職員の休暇及び休職に関する取扱規則 …………… 取規
- ・ 地方公務員の育児休業等に関する法律 …………… 育法
- ・ 職員の育児休業等に関する条例 …………… 育条
- ・ 学校職員の育児休業等に関する規則 …………… 育規
- ・ 職員の分限に関する手続き及び効果についての条例 …………… 分条
- ・ 職員の配偶者同行休業に関する条例 …………… 配休条
- ・ 学校職員の配偶者同行休業に関する規則 …………… 配休規

注1：教育事務所への書類の提出に当たり、育児休業、休職、配偶者同行休業については、職員及び学校長から提出された書類の原本を添付すること。（地教委あての具申書、副申等は除く。）

注2：臨時的任用職員が病欠休暇を取得する際の期間の上限は傷病の事由によらず90日となる。また、病欠休暇期間の上限に達した後、休職することはできません。

注3：上記休暇等で医師の診断書の提出が必要な場合は、領収証の写し等、医療機関受診の事実を証明する書類を添付すること。

- ・ 学校職員の育児休業等について（平成4年3月30日付青教学第1245号） …………… 育休通知
- ・ 学校職員の配偶者同行休業について（平成26年7月7日付青教員第228号） …………… 配休通知
- ・ 県費負担教職員の勤務の監督、勤務時間等に関する技術的な基準 …………… 技基

第5章 諸報告・実施要項

I 事故等発生時の報告（小・中学校）

児童生徒及び教職員の生命に関わる重大な事故、報道が予想される事故等が発生した場合、学校においては、市町村教育委員会に報告するとともに、速やかに教育事務所へも報告をお願いします。

上記以外の場合でも、学校から報告を受けた市町村教育委員会においては、教育事務所に報告をお願いします。

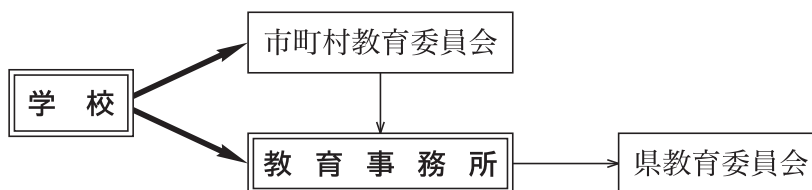
1 報告の仕方と報告先

- (1) 児童生徒及び教職員の事故等*が発生した場合や集団下校等の特別な措置が必要な場合（鳥獣類の目撃情報、不審者の目撃情報によるもの）

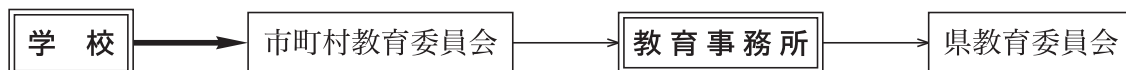
*事故等・・・交通事故、水難事故、食中毒・経口感染症等、生活に関わる事故、問題行動等（いじめの重大事態を含む。）

※ 県外での事故等についても報告する。

- ① 緊急の連絡を要する事故（生命に関わる重大な事故、報道が予想される事故、学校給食が原因と考えられる食中毒・経口感染症等）の場合は、**速やかに電話で報告**することとし、その後文書により報告する。



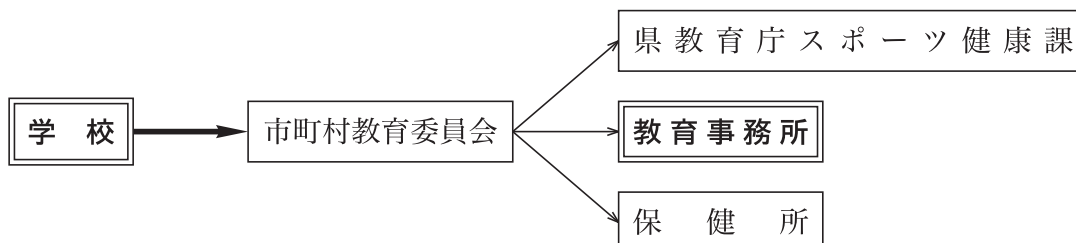
- ② 上記以外の事故等は文書により報告する。



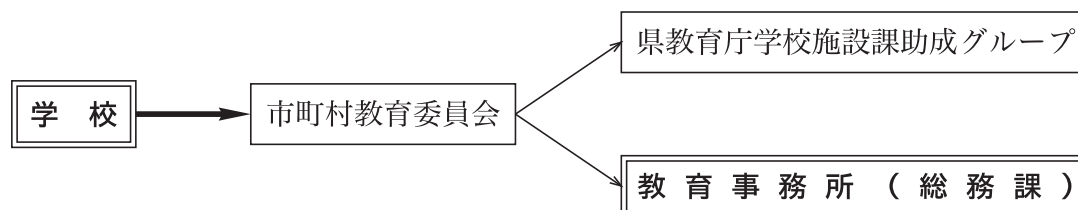
※ 食中毒・経口感染症等は「食中毒・経口感染症等の報告」【様式1】により電子メールで報告する。

- (2) 新型コロナウイルス感染症・集団かぜ（インフルエンザ様症状）
学校において、集団的な措置（臨時休業等）を取る場合

- ① 学校で「学校等欠席者・感染症情報システム」に措置内容について入力し、PDFを作成後、電話で報告する。



- (3) 施設・設備の場合（不法侵入、盗難、器物破損等の被害関係を含む。）
 学校から市町村教育委員会へ連絡する。（市町村教育委員会から教育事務所に連絡するとともに、県教育庁学校施設課助成グループにも、速やかに電話で報告する。）



2 事務所への連絡先

(1) 児童生徒の場合

- ① 交通事故、水難事故、食中毒・経口感染症等、生活に関わる事故、集団かぜ

電 話	担 当 者
3 2 - 1 1 3 7（直通） 又は 3 2 - 1 1 3 1	体育・健康・安全教育担当 又は 教育課長

- ② 問題行動等（いじめの重大事態を含む。）

電 話	担 当 者
3 2 - 1 1 3 7（直通） 又は 3 2 - 1 1 3 1	生徒指導担当 又は 教育課長

(2) 教職員の場合

電 話	担 当 者
3 2 - 4 4 5 1（直通） 又は 3 2 - 1 1 3 1	学務担当 又は 次 長

(3) 施設・設備の場合

電 話	担 当 者
3 2 - 4 4 5 1（直通） 又は 3 2 - 1 1 3 1	総務課長 又は 総務課職員

3 報告内容

(1) 交通事故、水難事故、生活に関わる事故

- ① 報告内容（第1報でできるだけ掌握する。）

- ア 報告者（所属、職、氏名）
- イ 発生日時（月日、時刻）
- ウ 発生場所（住所等具体的な場所）
- エ 当事者又は事故者（氏名、学年、組、性別、住所、電話番号）
 ※ 交通事故の場合〈自損、加害、被害、同乗〉の報告
- オ 事故概要（事故原因、発生時の状況、事故直後の行動、搬送方法及び搬送先、事故現場図）
- カ 負傷の程度（医師からの説明等）

※ 上記の項目について、分かる範囲で速やかに電話で報告をお願いします。その後情報を収集して文書で報告してください。また、病状の変化及び事実関係に変更があった場合には、直ちに連絡をお願いします。

② 留意事項

- ア 児童生徒が動揺しないよう、十分配慮する。
- イ 事故者の家族へ誠意をもって接する。
- ウ 病状の変化、事実関係の変更等がある場合は直ちに連絡する。
- エ 児童生徒の集会等を開き、事故の再発防止に努める。

(2) 食中毒・経口感染症等

① 報告内容（第1報でできるだけ掌握する。）

- ア 報告者（所属、職、氏名）
- イ 発生日時（月日、時刻）
- ウ 発生場所（住所等具体的な場所）
- エ 学校名、学年、人数
- オ 状況、現在の対応

※ 学校給食が原因と考えられる場合は、上記の項目について、分かる範囲で速やかに電話で報告をお願いします。その後、「食中毒・経口感染症等の報告」【様式1】を電子メールで市町村教育委員会へ提出してください。その際、2週間前までの献立表、作業工程表、作業動線図等についての資料を添付する。また、有症者が0になるまで、毎日、【様式1】により市町村教育委員会へ報告をお願いします。

② 留意事項

- ア 発生が疑われる状況が生じた場合、速やかに関係機関と連絡を取る。
- イ かぜに似た症状の場合もあるので注意する。
- ウ 学校給食に関わる食中毒が考えられる場合、この他にも発生している場合があるので、関係ある学校に連絡し、このような事態が発生していないか確認する。発生している場合は、速やかに救済に努める。
- エ 学校給食が原因と考えられる場合、保健所等が検査に入ることがあるので、給食施設等の現状維持に努める。

4 その他

児童生徒の事故については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第49号」の削除及び「青森県公立小・中学校の管理運営の基準に関する規則」の廃止（H12.3.31青教学1381号）に伴い、各市町村教育委員会から、青森県教育委員会への事故報告義務はなくなったが、県教育委員会としては、県全体の実情を把握し、諸施策を講ずる必要があるため、従前と同様に事故に係る参考資料を教育事務所を通して、県教育委員会に提供していただくようお願いしている。（H12.6.26青教指第473号）

Ⅱ 災害発生時の報告（市町村教育委員会）

市町村教育委員会においては、火災、地震、台風、弾道ミサイル等による被害が発生した場合は、児童生徒の安全対策や施設の安全確保等に万全を期するよう、気象情報等や市町村が発表する避難情報並びにＪアラートが本県を対象として起動した情報に留意しながら、適時適切な対応をお願いします。

また、学校所在市町村以外で実施する教育活動中に被害等が発生した場合も児童生徒の安否確認等の対応をお願いします。

なお、被害関係（臨時休業等の措置を含む。）の情報を収集し次第、速やかに教育事務所へ第１報をお願いします。

１ 第１報について

(1) 被害が発生した場合、臨時休業等の措置をとった場合

市町村教育委員会は、小・中学校で火災、地震、台風等による被害が発生した場合やこれらにより臨時休業、時間短縮（午前授業、○時から出校などの状況）の措置をとった場合、教育事務所に第１報として状況の報告をお願いします。

(2) 震度５弱以上の地震が発生した場合

市町村教育委員会は、管轄する地区において震度５弱以上の地震が発生した場合、被害の有無にかかわらず教育事務所に第１報として状況の報告をお願いします。報告は可能な限り発生後、概ね１時間以内をお願いします。

(3) 学校所在市町村以外や県外において災害が発生した場合

学校所在市町村以外で実施する修学旅行、宿泊学習、遠足、部活動、生徒会活動等の全ての教育活動中に被害等が発生した場合は児童生徒の安否確認、被害の報告をお願いします。

２ 報告先

総務課長へ報告する。不在の場合は総務課員（学務担当）へ報告する。

電話 ３２－４４５１（直通）又は３２－１１３１（内３１７、２２１、２５５）

中南教育事務所アドレス E-CHUNAN@pref.aomori.lg.jp

担当 総務課長又は総務課員（学務担当）

３ 報告内容（第１報）

第１報の報告等は、教育活動中の被害報告の迅速化、効率化を図るため「報告様式のエクセルファイル」を活用の上、中南教育事務所へ電子メールで報告をお願いします。

「報告様式のエクセルファイル」は、平成２８年８月１０日に市町村教育委員会へ送付済の「被害報告様式 小中学校【市町村教育委員会名】(H280805様式).xlsx」です。

シートが３つ（「依頼文」、「様式(市町村)」、「記載例（市町村）」）ありますので、注意事項、記載例を参考に「様式（市町村）」の記入をお願いします。

「様式（市町村）」のシートの内容は下記のとおりです。

１ 施設等被害報告 ２ 人的被害報告 ３ 休校・短縮授業の措置報告

４ 教育活動（学校所在市町村以外で実施のもの）における被害報告

※ ４は、学校所在市町村以外で実施する修学旅行、宿泊学習、遠足等の学校行事や部活動等全ての教育活動が対象です。

学校所在市町村内で実施する教育活動の被害については、「２ 人的被害報告」で報告をお願いします。

記載例

令和〇年〇月〇日に発生した〇〇〇の被害報告【中南教育事務所への報告（H280805様式）】

(対象施設：学校施設・社会教育施設・社会体育施設・文化施設・文化財等)

教育委員会名	〇〇教育委員会〇〇課
担当職氏名	〇〇 〇〇〇〇
連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
報告時点	〇月〇日〇時〇分 時点

1 施設等被害報告

対象：建物・工作物・土地・設備

N0	所在地 (市町村名)	施設名	種 別	区 分	被害状況	被害規模 (被害(床)面積等)	概算被害額 (千円)	備 考
1	〇〇〇〇市	〇〇中学校倉庫	学校施設	全 壊	裏山が崩れ落ち土砂が流入して建物全体が倒壊。収納していた〇〇設備も破損。	50㎡	12,000	被害額は設備分含む
2	〇〇〇〇町	〇〇小学校校舎	学校施設	一部破損	外壁に多数のひび割れ。玄関前軒天井の剥離。	外壁10㎡ 軒天井3㎡	調査中	
3	〇〇〇〇市	〇〇中学校防球ネット	学校施設	—	防球ネット及び支柱の一部倒壊。	倒壊部分幅4m程度	100	
4								
5								

※「区分」欄は建物の場合のみ「全壊（全焼・全流出）」「半壊（半焼・半流出）」「一部破損」「床上浸水」「床下浸水」の中から選択して入力してください。

※「種別」欄は「学校施設」「社会教育施設」「社会体育施設」「文化施設」「文化財」「その他」の中から選択して入力してください。

※概算被害額が不明な場合は「調査中」としてください。

2 人的被害報告

N0	所在地 (市町村名)	施設名	種 別	児童・生徒（人）			職員等（人）			一般利用者（人）				備 考
				死亡	行方不明	重傷	軽傷	待機者等	死亡	行方不明	重傷	軽傷	待機者等	
1	〇〇〇〇市	〇〇中学校	学校施設			3	8				1	1		
2														
3														
4														

※施設の管理上において生じた人的被害を入力してください。

※「待機者等」欄は交通手段の遮断、津波による被害等により施設（避難所や帰宅困難者受入施設は除く）に取り残されている人数を入力してください。

※学校施設以外の施設における「幼児・児童・生徒」の人的被害は「幼児・児童・生徒」欄に入力せず「一般利用者」欄に入力してください。

3 休校・短縮授業の措置報告

N0	所在地 (市町村名)	学校名	種 別	措 置	措置対象の日	内 容
1	〇〇市	〇〇小学校	学校施設	休校	〇月〇～〇日	交通手段が遮断されているため休校。
2	〇〇市	〇〇中学校	学校施設	短縮授業	〇月〇日	全学年を午前授業で切り上げ。
3	〇〇町	〇〇中学校	学校施設	短縮授業	〇月〇日	全学年の登校時間を1時間繰り下げ。
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※「措置」欄は「休校」「短縮授業」の中から選択して入力してください。

4 教育活動（学校所在市町村以外で実施のもの）における被害報告

N0	学校所在地 (市町村名)	学校名	行事内容	災害発生時の 児童生徒等所在地	参加者数（人）		被害状況	措置状況
					児童 生徒	引率者等		
1	〇〇市	〇〇中学校	修学旅行	〇〇県〇〇市	200	10	生徒1名重傷	生徒は病院に入院。行程切り上げ〇日帰青
2	〇〇市	〇〇中学校	〇〇部の全国大会参加	〇〇県〇〇市	10	2	周辺の交通手段遮断	〇〇避難所で待機
3	〇〇町	〇〇小学校	遠足	〇〇町	60	3	児童2名軽傷	児童は病院で治療中
4	〇〇村	〇〇小学校	宿泊学習	〇〇市	30	3	児童4名軽傷	児童へ応急措置済。宿泊場所待機中
5								
6								
7								

※学校所在市町村以外で実施する修学旅行、宿泊学習、遠足等の学校行事や部活動等全ての教育活動を対象としてください。

※学校所在市町村内で実施する教育活動の被害については、「2 人的被害」で報告してください。

【留意事項】欄が不足する場合は適宜追加すること。

Ⅲ 指導主事による学校訪問実施要項

1 目 的

令和7年度の「学校教育指導の方針と重点」に基づいて、学校運営における教育活動推進の諸問題について指導・助言し、学校教育の水準向上に資する。

2 実施方法

(1) 西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村への学校訪問

① 訪問日の調整と手続き（文書様式1）

ア 各学校長 → 各教育委員会教育長

項 目	内 容
提 出 文 書	① 文書様式1 ② 希望する計画訪問日、要請訪問日を文書様式に従って作成（第3希望まで記入）する。
提 出 先	各教育委員会教育長あて提出する。
提 出 部 数	2 部
提 出 期 限	4月14日（月）

イ 各教育委員会教育長 → 中南教育事務所長

項 目	内 容
提 出 文 書	① 文書様式1 ② 管下の学校の文書（文書様式1）を取りまとめる。
提 出 先	中南教育事務所長あて提出する。
提 出 部 数	1 部
提 出 期 限	4月21日（月）

ウ 中南教育事務所からの通知

項 目	内 容
通 知 文 書	指導主事学校訪問一覧
通 知 先	各教育委員会教育長及び各学校長
通 知 予 定	5月2日（金）
備 考	各学校の訪問日を調整の上、訪問日を通知する。

② 各小・中学校からの学校要覧の提出

項 目	内 容
目 的	学校経営の概要を把握するため。
提 出 先	中南教育事務所長あて提出する。
提 出 期 限	5月8日（木）
提 出 部 数	① 所長訪問用 4 部 ② 事務所保存用 1 部 ③ 指導主事の学校訪問用 訪問者数分
留 意 事 項	① 期限までに準備できない場合は、準備できしだい速やかに提出する。 ② 指導主事の学校訪問用は、訪問者を確認し、人数分提出する。

③ 計画訪問（文書様式２）

項 目	内 容		
目 的	① 学校運営、教育課程の管理等に関わる現状把握と課題解決について指導・助言する。 ② 学習指導、生徒指導、健康教育等に関わる諸問題を把握し、指導・助言する。 ③ 「学校教育指導の方針と重点」に基づく教育施策を周知徹底する。		
実 施 時 期	① ５月から７月までを原則とする。 ② １校につき１回実施する。		
日 程 ・ 内 容	当日の日程については、下記の内容を参考とし、各学校の実情に合わせて訪問の成果が上がるよう計画する。		
学 校 運 営 教 育 課 程 の 管 理	① 学校の教育課題とその解決の方策（成果・課題・改善策） ② 教育課程の管理 ③ 校内研修の理論と実践 ④ 学習環境の整備状況 ⑤ 生徒指導の実際		
授 業 参 観	① 授業参観は一般授業だけでよい。 ② 小学校においては国語、算数等一部の教科に偏りが無いよう配慮し、外国語活動又は外国語科に加え、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の中から１つ以上を含むものとする。 ③ 中学校においては、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動から１つ以上を含むものとする。 ④ T・Tによる授業を実践している学校は、T・Tの授業を含む。 ⑤ 複式学級のある学校は、複式の授業を含む。 ⑥ 自由参観を原則とする。		
諸 帳 簿 等 準 備 資 料	諸計画、諸帳簿等の閲覧の時間を設定する。 訪問当日には、次の計画書、帳簿等を準備する。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ① 学校経営案（基本的な方針、目標等） ② 各教科等年間指導計画 ③ 道徳教育全体計画 ④ C A N－D Oリスト形式による学習到達目標 ⑤ 総合的な学習の時間全体計画 ⑥ 特別活動全体計画 ⑦ 生徒指導全体計画 ⑧ 出席簿 </td><td style="vertical-align: top;"> ⑨ 指導要録 ⑩ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画 ⑪ 食に関する指導の全体計画①② ⑫ 学校保健計画 ⑬ 学校安全計画 ⑭ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル） ⑮ 学校いじめ防止基本方針・いじめ防止プログラム ⑯ スタートカリキュラム </td></tr> </table>	① 学校経営案（基本的な方針、目標等） ② 各教科等年間指導計画 ③ 道徳教育全体計画 ④ C A N－D Oリスト形式による学習到達目標 ⑤ 総合的な学習の時間全体計画 ⑥ 特別活動全体計画 ⑦ 生徒指導全体計画 ⑧ 出席簿	⑨ 指導要録 ⑩ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画 ⑪ 食に関する指導の全体計画①② ⑫ 学校保健計画 ⑬ 学校安全計画 ⑭ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル） ⑮ 学校いじめ防止基本方針・いじめ防止プログラム ⑯ スタートカリキュラム
① 学校経営案（基本的な方針、目標等） ② 各教科等年間指導計画 ③ 道徳教育全体計画 ④ C A N－D Oリスト形式による学習到達目標 ⑤ 総合的な学習の時間全体計画 ⑥ 特別活動全体計画 ⑦ 生徒指導全体計画 ⑧ 出席簿	⑨ 指導要録 ⑩ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画 ⑪ 食に関する指導の全体計画①② ⑫ 学校保健計画 ⑬ 学校安全計画 ⑭ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル） ⑮ 学校いじめ防止基本方針・いじめ防止プログラム ⑯ スタートカリキュラム		
全 体 会	① 学校の実情に応じて内容を計画する。 ② 中南教育事務所「学校教育指導の方針と重点」などについて説明する時間を設定する。		
備 考	各学校長は、訪問日１週間前までに計画訪問実施計画書（文書様式２）に指導案等の資料を添付し、中南教育事務所長あて提出する。部数は訪問者数に事務所保存用１部を加えたものとする。		

④ 要請訪問（文書様式３）

項 目	内 容
目 的	自校の研修（研究）計画に基づく課題解決のために、校長・関係市町村教育委員会教育長の要請を受けて訪問し、指導・助言する。
実 施 時 期	① ９月から２月までを原則とする。 ② １校につき１回程度とする。
日 程 ・ 内 容	当日の日程の計画及び内容については、訪問の成果が上がるよう計画する。
指 導 案	集中授業の学習指導案は、次の諸点に留意して作成する。 ① 児童生徒の実態や、予想されるつまづきに対する指導の手立てが分かるようにする。 ② ねらいを明確にし、学習過程や評価について工夫する。 ③ 自校の研修計画との関連が分かるようにする。
備 考	各学校長は、訪問日１週間前までに要請訪問実施計画書（文書様式３）に指導案等の資料を添付し、中南教育事務所長あて提出する。部数は訪問者数に事務所保存用２部を加えたものとする。

(2) 弘前市、黒石市、平川市への学校訪問帯同

① 学校訪問帯同

中南教育事務所は三市教育委員会に帯同することとする。訪問の方法については、各市教育委員会より別途通知される。

② 各小・中学校からの学校要覧の提出

項 目	内 容
目 的	学校経営の概要を把握するため。
提 出 先	中南教育事務所長あて提出する。
提 出 期 限	5月8日(木)
提 出 部 数	7部 ① 所長訪問用 4部 ② 事務所保存用 1部 ③ 指導主事の学校訪問用 2部
留 意 事 項	期日までに準備できない場合は、準備できしだい速やかに提出する。

(3) 学校支援訪問「中南未来塾」について(文書様式4)

項 目	内 容				
内 容	学校の課題に応じた要請に対応する。 ※ 学校・家庭・地域の連携・協働に関わる教育活動の要請については、社会教育担当者が対応する。				
対 象	学校(校内研修、学年部会、教科部会、個人)からの要請に応じる。				
実 施 時 期	担当指導主事等と日程調整の上、随時対応する。				
手 続 き 留意事項等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>弘前市、黒石市、平川市</th><th>西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ① 学校から市教育委員会担当に電話等で連絡する。 ② 市教育委員会担当から、中南教育事務所主任指導主事に電話等で連絡する。 ③ 中南教育事務所が学校へ連絡をとり、日程調整する。 ④ 学校は文書様式4を中南教育事務所長あて提出する。 ⑤ 中南教育事務所は学校支援訪問「中南未来塾」の実施について、電話等で連絡するとともに文書様式4の写しを市教育委員会に送付する。(教育課長あて事務連絡) ⑥ 集中授業を実施する場合、指導案を訪問日1週間前までに中南教育事務所長あて提出する。部数は、訪問者数に事務所保存用2部を加えたものとする。 ※ 要請事項の内容や日程等を考慮し、中南教育事務所指導主事と市教育委員会指導主事が連携して訪問するか、中南教育事務所指導主事が単独で訪問するかについて、中南教育事務所教育課長と市教育委員会指導課長又は教育センター所長が協議・調整し、実施する。 </td><td> ① 中南教育事務所主任指導主事に直接電話等で連絡する。 ② 学校と中南教育事務所間で日程調整する。 ③ 学校は速やかに文書様式4を中南教育事務所長あて提出する。 ④ 集中授業を実施する場合、指導案を訪問日1週間前までに中南教育事務所長あて提出する。部数は、訪問者数に事務所保存用2部を加えたものとする。 </td></tr> </tbody> </table>	弘前市、黒石市、平川市	西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村	① 学校から市教育委員会担当に電話等で連絡する。 ② 市教育委員会担当から、中南教育事務所主任指導主事に電話等で連絡する。 ③ 中南教育事務所が学校へ連絡をとり、日程調整する。 ④ 学校は文書様式4を中南教育事務所長あて提出する。 ⑤ 中南教育事務所は学校支援訪問「中南未来塾」の実施について、電話等で連絡するとともに文書様式4の写しを市教育委員会に送付する。(教育課長あて事務連絡) ⑥ 集中授業を実施する場合、指導案を訪問日1週間前までに中南教育事務所長あて提出する。部数は、訪問者数に事務所保存用2部を加えたものとする。 ※ 要請事項の内容や日程等を考慮し、中南教育事務所指導主事と市教育委員会指導主事が連携して訪問するか、中南教育事務所指導主事が単独で訪問するかについて、中南教育事務所教育課長と市教育委員会指導課長又は教育センター所長が協議・調整し、実施する。	① 中南教育事務所主任指導主事に直接電話等で連絡する。 ② 学校と中南教育事務所間で日程調整する。 ③ 学校は速やかに文書様式4を中南教育事務所長あて提出する。 ④ 集中授業を実施する場合、指導案を訪問日1週間前までに中南教育事務所長あて提出する。部数は、訪問者数に事務所保存用2部を加えたものとする。
弘前市、黒石市、平川市	西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村				
① 学校から市教育委員会担当に電話等で連絡する。 ② 市教育委員会担当から、中南教育事務所主任指導主事に電話等で連絡する。 ③ 中南教育事務所が学校へ連絡をとり、日程調整する。 ④ 学校は文書様式4を中南教育事務所長あて提出する。 ⑤ 中南教育事務所は学校支援訪問「中南未来塾」の実施について、電話等で連絡するとともに文書様式4の写しを市教育委員会に送付する。(教育課長あて事務連絡) ⑥ 集中授業を実施する場合、指導案を訪問日1週間前までに中南教育事務所長あて提出する。部数は、訪問者数に事務所保存用2部を加えたものとする。 ※ 要請事項の内容や日程等を考慮し、中南教育事務所指導主事と市教育委員会指導主事が連携して訪問するか、中南教育事務所指導主事が単独で訪問するかについて、中南教育事務所教育課長と市教育委員会指導課長又は教育センター所長が協議・調整し、実施する。	① 中南教育事務所主任指導主事に直接電話等で連絡する。 ② 学校と中南教育事務所間で日程調整する。 ③ 学校は速やかに文書様式4を中南教育事務所長あて提出する。 ④ 集中授業を実施する場合、指導案を訪問日1週間前までに中南教育事務所長あて提出する。部数は、訪問者数に事務所保存用2部を加えたものとする。				

3 その他

(1) 小教研・中教研・各種公開研究、地教委・研究団体主催研修会等への指導主事の要請(文書様式4)

項 目	内 容
提 出 文 書	文書様式4
提 出 先	中南教育事務所長あて提出する。
留 意 事 項	① 事前に電話等で主任指導主事に連絡し、要請期日等決まりしだい速やかに提出する。 ② 集中授業を実施場合は、指導案を訪問日1週間前までに中南教育事務所長あて提出する。部数は、訪問者数に事務所保存用2部を加えたものとする。

文書様式 1 (A 4)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

〇〇〇市町村教育委員会教育長 殿
〇〇市町村立〇〇小・中学校
校長
(公印省略)

指導主事の学校訪問について

このことについて、下記のとおり希望します。

記

学校の教育目標				
本年度の努力目標				
研 究 テ ー マ				
計 画 訪 問	第 1 希 望	第 2 希 望	第 3 希 望	集中授業について (○で囲む)
	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	有…教科、領域名 () 無
要 請 訪 問	第 1 希 望	第 2 希 望	第 3 希 望	集中授業について (○で囲む)
	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	有…教科、領域名 () 無
備 考				

※ 訪問希望日はある程度、期日に幅をもたせて第 3 希望まで記入願います。

文書様式 2 (A 4)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

中南教育事務所長 殿
〇〇市町村立〇〇小・中学校
校長
(公印省略)

指導主事の計画訪問について

このことについて、下記のとおり連絡します。

記

訪 問 月 日	月 日 (曜日)
指 導 主 事 名	
日 程	
備 考	

文書様式 3 (A 4)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

中南教育事務所長 殿
〇〇市町村立〇〇小・中学校 (研究団体等)
校長
(公印省略)

指導主事の要請訪問について

このことについて、下記のとおり連絡します。

記

訪 問 月 日	月 日 (曜日)		
指 導 主 事 名			
当 日 の 研 究 テ ー マ 又 は 要 請 事 項			集中授業について (○で囲む)
			有…教科・領域名 ()
			無
日 程			

文書様式 4 (A 4)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

中南教育事務所長 殿
〇〇市町村立〇〇小・中学校
校長
(公印省略)

指導主事等の学校支援訪問「中南未来塾」について

このことについて、下記のとおり連絡します。

記

訪 問 月 日	月 日 (曜日)		
指 導 主 事 名			
要 請 事 項 等			
日 程			

Ⅳ 社会教育の教育委員会訪問及び事業訪問実施要項

1 目 的

- (1) 各市町村における生涯学習・社会教育の現状や課題について把握し、市町村教育委員会と中南教育事務所の連携協力の下、当該市町村の生涯学習・社会教育の課題解決に資する。
- (2) 各市町村の事業を取材し、広報紙（ホームページへ掲載）等で情報提供をすることによって、市町村教育委員会社会教育関係職員の情報の共有及びネットワークづくりを支援する。

2 内 容

- (1) 教育委員会訪問
 - ① 教育委員会及び中南教育事務所の出席者紹介
 - ② 市町村教育委員会からの説明
 - ア 今年度実施した社会教育事業の成果と課題について
 - イ 質疑応答
 - ③ 中南教育事務所からの説明及び情報提供
 - ④ その他
- (2) 事業訪問
 - ① 各市町村教育委員会の事業取材

3 訪問期間及び訪問時間

- (1) 教育委員会訪問
 - ① 訪問期間 10月～11月
 - ② 訪問時間 午前又は午後 1時間半～2時間程度
※ 訪問日の具体的日時については、別紙〈様式1〉(P67)により訪問日の希望調査を行い、その後、各市町村教育委員会と日程調整をした上で決定する。
- (2) 事業訪問
 - ① 訪問期間 随時
 - ② 訪問時間 事業実施時間内

4 訪問者及び市町村教育委員会出席者

- (1) 教育委員会訪問
 - ① 訪問者
教育課長、主任社会教育主事、社会教育主事、主任指導主事又は指導主事
 - ② 市町村教育委員会出席者
社会教育関係課長、中央公民館長、文化財保護関係課長、社会体育関係課長、社会教育関係職員等
※ 教育長の出席は任意とする。
- (2) 事業訪問
 - ① 訪問者
主任社会教育主事、社会教育主事等

5 その他

- (1) 教育委員会訪問
 - ① 進行は、中南教育事務所が行う。
 - ② 説明は、以下の資料を用いる。
なお、資料は6月6日（金）まで、中南教育事務所長あて6部提出する。
 - ア 社会教育行政の方針と重点
 - イ 社会教育関係事業計画（文化財保護及び社会体育関係事業計画を含む。）等

〈様式1〉

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

中南教育事務所長 殿

〇〇〇教育委員会
教育長
(公印省略)

令和 年度「社会教育の教育委員会訪問」希望日について

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1 訪問希望日

第1希望日	令和 年 月 日 () 曜日	午前・午後
第2希望日	令和 年 月 日 () 曜日	午前・午後
第3希望日	令和 年 月 日 () 曜日	午前・午後

2 出席職員

所 属	職 名	氏 名

3 協議したい内容、質問等

--

V 生徒指導推進要綱

青森県教育委員会

I 趣 旨

各学校においては、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を旨とするとともに、一人一人の児童生徒が、明るく充実した学校生活を送ることができるよう、生徒指導の推進に努める必要がある。

本要綱は、各学校が具体的に推進すべき事項とその内容を示し、生徒指導の一層の充実を図るものである。

II 推進事項

- 1 生徒指導体制を確立し、全教職員が協同して指導すること。
- 2 共感的な児童生徒理解に努め指導すること。
- 3 一人一人の児童生徒が充実感や存在感を持てるよう、指導の工夫に努めること。
- 4 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連携を密にし、協力を得て指導すること。

III 推進内容

- 1 推進事項1について
 - (1) 指導方針や実践すべき内容を明確にして、共通理解を図り、全教職員が協力し合い指導に当たること。
 - (2) 学級（ホームルーム）、学年、生徒指導部等でそれぞれ実践すべき指導内容や方法を確認し合い指導に当たること。
 - (3) 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施し、指導力の向上に努めること。
- 2 推進事項2について
 - (1) 一人一人の児童生徒の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解するよう努めること。
 - (2) 一人一人の児童生徒を他の教職員の協力を得ながら、多面的、総合的に理解するよう努めること。
 - (3) 上記の児童生徒理解に基づいて、一人一人の児童生徒の個に応じた指導に努めること。
- 3 推進事項3について
 - (1) 一人一人の児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう、授業の充実に努めること。
 - (2) 一人一人の児童生徒にとって、心のよりどころとなる好ましい人間関係に支えられた学級（ホームルーム）づくりに努めること。
 - (3) 児童生徒が自主的によりよい学校生活を築いていけるよう、児童会・生徒会活動等の充実に努めること。
 - (4) 自然との触れ合いや勤労及び奉仕等の体験的な活動を充実させるよう努めること。
- 4 推進事項4について
 - (1) 学校の指導方針や保護者の考え方などについて、学校と家庭が相互の理解を一層深めるよう努めること。
 - (2) 地域の文化活動やスポーツ活動等の諸活動に参加させるなど、地域社会との連携を密にするよう努めること。
 - (3) 関係機関・団体等との連携を深め、健全育成などについて望ましい協力関係を築くよう努めること。

IV 推進状況の確認と報告

- 1 校長は生徒指導の推進状況を定期的に確かめながら、指導の改善・充実に努めること。
- 2 学校と県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を密にし、生徒指導の充実を図るため、県立学校長にあつては県教育委員会教育長に、市町村立小・中学校長にあつては市町村教育委員会を通して所轄教育事務所に、別に示すところにより、各学期末に児童生徒の指導状況報告書、年度末に生徒指導推進状況報告書を提出すること。

VI 合同サポートチームの派遣について

合同サポートチーム（STEPS）は、「青森県教育庁と青森県警察本部が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣することで、教育と警察との合同のチームという特色を生かして、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援する」ことを目的として、平成16年4月7日に設置され、少年の非行防止及び犯罪被害防止に関して、集会等での児童生徒への啓発・指導、教員、PTA研修会等での助言、健全育成団体等が主催する会議での講話・情報提供を中心に活動を行うものである。

1 派遣の申込み手続き

「合同サポートチーム派遣申込書」〔様式1〕を作成の上、派遣希望日の概ね1か月前までに、以下の順序により申込むものとする。

- ・公立小・中学校（PTA等を含む）

学校→市町村教育委員会→教育事務所→教育庁学校教育課

2 派遣申込みテーマ等

派遣申込みテーマは以下のとおりとする。但し、例示テーマ以外については別途派遣先と事務局で協議するものとする。

- (1) 少年非行の実態や非行防止に向けた取組み
- (2) 初発型非行（万引き・自転車盗）や不良行為（飲酒・喫煙）
- (3) 薬物乱用防止
- (4) 犯罪被害防止と被害少年の援助
- (5) 不審者の侵入や登下校時の連れ去りなどに対する学校の安全管理
- (6) 非行と少年の心理
- (7) ネット犯罪防止及び被害の防止
- (8) いじめや暴力行為などの学校内での問題行動
- (9) 子どもを非行に走らせない家庭での関わり
- (10) 地域で取り組む少年非行防止

3 留意事項

この合同サポートチームは、県教育委員会と県警察本部両機関の職員を合同で派遣し、学校等での取組を支援するものであることから、従来からの非行防止教室等の機会に警察職員のみが学校へ出向いて生徒へ講演するなどの取組については、これまでどおり各学校と警察署との連携で行うこととし、合同サポートチームの派遣申込みは要しない。

4 旅費

派遣される職員の旅費については、当該職員の所属において対応する。

〔様式1〕※ A4縦

合同サポートチーム派遣申込書

申込月日 令和 年 月 日

学 校・団体名	
派 遣 希 望	第一希望
年 月 日	第二希望
時 間	第三希望
テ ー マ	
対 象	
場 所	
内 容 (ある程度くわしく)	
申 込 担 当 者 連 絡 先 職 氏 名	

VII スクールカウンセラーの緊急派遣について

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課に配置しているスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣することができる。なお、申請については事前に中南教育事務所を通して学校教育課へ相談する。

1 派遣申請手続

市町村教育委員会は、県教育委員会教育長あてスクールカウンセラー緊急派遣申請書（別紙１－２）を電子データで提出する。

2 勤務・相談状況報告

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る勤務・相談状況報告書（緊急派遣用 別紙３－２）を作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに所管する市町村教育委員会へ電子データで提出する。市町村教育委員会は提出された報告書を学校教育課及び中南教育事務所へ電子データで提出する。

(別紙１－２)		〇〇〇第 号 令和 年 月 日	
青森県教育委員会教育長 殿		〇〇〇教育委員会教育長 (公 印 省 略)	
スクールカウンセラー緊急派遣申請書			
下記のとおり、スクールカウンセラーの派遣を受けたいので、申請します。			
記			
1	派遣日時	令和 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分	
2	申請理由		
3	勤務場所		
4	その他		

別紙３－２ スクールカウンセラー勤務状況報告書 緊急派遣用					
月分					
学校名					
ＳＣ名					
従事した日	従事に要した時間				備考
	開始	終了	うち休憩	従事時間	
合計					
前月までの累計時数					
今月までの累計時推移					

提出の際のファイル名は例のように年月、ＳＣ名、学校名がわかるように設定する。
ファイル名例：【202504_青森太郎（〇〇中学校）】

3 小中連携型配置校について

中学校区同一カウンセラーが配置されている場合、中学校区内の小・中学校において、派遣校の校長とカウンセリングを必要とする児童生徒の在籍する学校の校長が電話等で連絡を取り、同意があれば、年間計画を変更してカウンセリングを受けることができる。時間を譲り受けた学校は、勤務状況報告書（様式３－１）の「定期派遣記入欄」に、時間を譲り渡した学校は、「時間を譲り渡した際の記入欄」に必要事項を記入する。

※同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間においては、小中連携型配置校でない場合でも弾力的運用を可能とする。その際の手続き及び勤務状況報告書については、小中連携型配置校における弾力的運用と同様とする。

Ⅷ スクールソーシャルワーカーの派遣について

県教育委員会は、公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワークの構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。

1 スクールソーシャルワーカーの職務

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員への研修活動
- (6) その他、所属長が必要と認める職務

2 派遣申請手続

- (1) 市町村教育委員会
スクールソーシャルワーカー派遣申請書（様式1）を教育事務所に1部提出する。
- (2) 公立小・中学校
管轄市町村教育委員会に派遣についての旨を連絡し、市町村教育委員会が（様式1）を教育事務所に1部提出する。

3 その他

派遣日時については、申請書（様式1）に基づき調整の上、派遣する。
随時派遣（緊急派遣）についても、対応の流れは同様とする。

◎ 対応の流れ	(様式1)
① 派遣申請 学校→市町村教育委員会→教育事務所の流れ（様式1）	〇〇〇第 号 令和 年 月 日 中南教育事務所長 殿
② スクールソーシャルワーカー派遣 学校や関係保護者及び児童生徒等との面談を実施し、状況を把握する。	〇〇〇教育委員会教育長 (公印省略)
③ 対応の協議・決定 学校側と対応を協議し、今後の方向性を決める。	スクールソーシャルワーカー派遣申請書
④ 対応（例） ・関係機関との連絡・調整を行う。 ・ケース会議を実施し、決定したことに取り組む。 ・関係者に必要な助言や情報提供等の支援を行う。 ・教職員等への研修会で講師や助言を行う。	下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します。
	記
児童生徒が抱える問題の改善へ	1 派遣日時 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	2 派遣校 〇〇立〇〇〇学校 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 担当職・氏名 〇〇〇・〇〇 〇〇
	3 申請理由
	4 派遣内容 ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整 ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 オ 教職員への研修活動 カ その他 () ※該当する記号を○で囲み、必要事項を記入してください。

IX 特別支援教育巡回相談員制度について

1 制度のねらい

本制度は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下、「小・中学校等」）からの要請に応じて特別支援教育巡回相談員（以下、「巡回相談員」）を派遣し、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実が図られるよう、必要な助言等を行うものである。

2 巡回相談員の要請及び報告書の提出について

- (1) 要請期間 6月から翌年1月末まで
- (2) 要請回数 必要に応じて随時
- (3) 要請内容（複数選択可）
 - ① 幼児児童生徒の指導に関すること
 - ② 保護者との連携に関すること
 - ③ 校内支援体制に関すること
 - ④ その他
- (4) 市町村立学校からの要請の手続き
 - ① 教育事務所は、本制度の関係文書を4月中旬に、市町村教育委員会を通じて各学校へ配布し、要請を募る。
 - ② 派遣を希望する各学校は、派遣希望日の1ヶ月前までに「巡回相談員の派遣要請書（様式第1－1号）」及び「特別支援教育巡回相談フェイスシート（要請用）」を作成し、当該市町村教育委員会に各2部提出する。なお、2回目以降の要請についても、同様の手続きをその都度行う。
 - ③ 教育事務所は、当該市町村教育委員会を通じて派遣を決定した巡回相談員名を要請校に通知する。
 - ④ 要請校の校長等は、巡回相談員の所属する学校長及び巡回相談員本人と、訪問日・時間・要請内容等について、電話等により直接確認する。
 - ⑤ 決定した日時に巡回相談員が訪問し、支援又は助言等を行う。
- (5) 訪問を受けた学校からの報告書の提出
 - ① 巡回相談員の訪問を受けた学校は、訪問後の概要を「巡回相談員活用報告書（様式第3号）」にまとめ、訪問後2週間以内に、所管の市町村教育委員会教育長及び中南教育事務所に1部ずつ提出する。
 - ② 手続きの流れ

【要請書（様式第1－1号）及びフェイスシート（要請用）】

要請校(各2部)→市町村教育委員会(各1部)→中南教育事務所(依頼)⇔巡回相談員

↑ (決定通知) ——— ↑ (決定通知) ———

※要請校の校長等は、訪問日・時間・要請内容等の直接確認（電話等）する。

【報告書（様式第3号）】要請校→市町村教育委員会（各1部）

→中南教育事務所（各1部）

3 その他

- (1) 巡回相談員と要請校との共通理解を図るために、校長や特別支援教育コーディネーター等との協議を、日程の中に組み入れるようにする。
- (2) 訪問する巡回相談員については、提出されたフェイスシートを用いてマッチングを行い、教育事務所が派遣を依頼する。
- (3) 巡回相談員に対する旅費は、青森県教育委員会が負担する。
- (4) 「巡回相談員の派遣要請書（様式第1－1号）」、「特別支援教育巡回相談フェイスシート（要請用）」及び「巡回相談員活用報告書（様式第3号）」は、中南教育事務所ホームページからダウンロードできる。

(様式第1-1号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

中南教育事務所長 殿

学校

校長

(公印省略)

巡回相談員の派遣要請書

このことについて、下記のとおり要請します。

記

担 任 名 (担当者)			担当学年 (組)	年 (組)	
派 遣 を 希 望 す る 日 時	第1希望	月 日 ()	時 分	～	時 分
	第2希望	月 日 ()	時 分	～	時 分
	第3希望	月 日 ()	時 分	～	時 分
助言や援助の 内 容	以下から希望する項目を選び、○で囲む。(複数選択可) ・ 児童生徒の指導に関すること ・ 保護者との連携に関すること ・ 校内支援体制に関すること ・ その他 () ----- 選択した項目について詳細に記載してください。				

(留意事項：対象児童生徒の学年、性別、相談内容の具体について記入する。)

(要請用)

特別支援教育巡回相談フェイスシート

※ 相談したい内容等について○を書いてください。 (学校) (氏名)

障がい種		年齢段階	支援内容	合理的配慮の観点		
視覚障がい		乳児期	こどもの学習のつまずきに関する支援	①-1-1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
聴覚障がい		幼児期	こどもの行動上の問題に関する支援	①-1-2	学習内容の変更・調整	
盲ろう		小学校期	こどもの実態把握に関する支援	①-2-1	情緒・コミュニケーション及び教材の配慮	
肢体不自由		中学校期	こどもの進路や就労に関する支援	①-2-2	学習機会や体験の確保	
病弱・身体虚弱		高校期	こどもの心理面に関する支援	①-2-3	心理面・健康面の配慮	
言語障がい		大学・成人期	学校システム・学校経営等に関する支援	②-1	専門性のある指導体制の整備	
情緒障がい			教育課程の編成に関する支援	②-2	児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
知的障がい			教材・教育支援機器に関する支援	②-3	災害時等の支援体制の整備	
知的障がいを伴う自閉症			医療・福祉等、他機関との連携に関する支援	③-1	校内環境のバリアフリー化	
高機能自閉症			保護者との連携に関する支援	③-2	発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
アスペルガー症候群			その他()	③-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	
ADHD						
LD						
重複障がい						
その他						

【備考】

(留意事項：対象児童生徒 1 名につき 1 枚作成する。)

(様式第 3 号)

巡回相談員活用報告書

学校名		校長氏名	
-----	--	------	--

訪問期日	令和 年 月 日 (曜日)	5 助言や援助の概要
巡回相談員 職名・氏名		
1 主な日程		
2 校内支援体制の概要		
3 学級の概要 通常 特支(知的 自・情 弱視 難聴 肢体 病弱)		6 巡回相談員訪問に係る成果等
4 要請課題		

※「6 巡回相談員訪問に係る成果等」には、巡回相談員訪問後の学校での取組等についても内容に含めて記載願います。

【事業一覧等・諸資料】

1 学校教育関係事業一覧

番号	事業名	期日等	会場	対象	事業内容
1	中南管内小・中学校長会議	4. 10 (木) 【午後】	青森県武道館	小・中学校長	・主要施策と方針及び重点の説明 ・中南教育事務所主管事業計画等
2	小・中学校臨時講師等研修会	5. 9 (金) 【午後】	青森県武道館	臨時講師及び養護助教諭	・服務、教育法規等 ・学習指導、生徒指導上の諸問題
3	中南管内指導主事等連絡協議会	5. 14 (水) 【午後】	弘前パークホテル	弘前市、黒石市、平川市教育委員会及び中南教育事務所の指導主事等	・管内教育行政の在り方等 ・管内における学校教育の現状、課題等
4	特別支援教育支援員等研修会	5. 16 (金) 【午後】	青森県武道館	特別支援教育支援員等	・特別支援教育の在り方 ・障がいの特性の理解及び障がいに応じた対応の仕方 ・学級担任との関係づくり
5	AOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ	① 6. 6 (金) 【午後】	Teamsによるオンライン	小・中学校教員 【希望者】	・外国語教育についてのテーマ別協議・情報交換等
		② 7. 10 (木) 【午後】	Teamsによるオンライン	小・中学校教員 【希望者】	
		③ 9. 4 (木) 【午後】	Teamsによるオンライン	小・中学校教員 【希望者】	
		④ 11. 20 (木) 【午後】	青森県武道館	小・中学校教員 【各校原則1名】	・中学校区での協議・ワークショップ ・AOMORI ENGLISH PACKAGEの活用事例の共有等
6	特別支援教育新担当教員実地研修会	6. 18 (水) 【全日】	青森県立 弘前第一養護学校	特別支援学級（知的障がい、自閉症・情緒障がい等）新担当教員及び担任経験3年未満で研修を受けていない教員	・授業参観と授業体験 ・教材教具の研究 ・学習指導上の留意点 ・研究協議
7	安心できる学校づくり研修会兼小・中学校生徒指導連絡協議会	6. 25 (水) 【全日】	弘前市立 中央公民館相馬館 長慶閣	小・中学校のハートフルリーダー等 【各校原則1名】	・いじめの未然防止、早期発見及び事案対処における組織的対応力の向上、教員の指導力向上などについての講義・演習、協議等
8	地域と学校とのパートナーシップ強化事業地域学校協働活動研修	7. 4 (金) 【午後】	弘前市立 中央公民館相馬館 長慶閣	小・中学校の地域連携担当教職員等 【各校原則1名】	・地域と学校とが連携・協働する意義、教職員や行政担当者等の役割や留意点についての講話等
9	複式学級担任者研修会	7. 16 (水) 【午後】	弘前市立 大和沢小学校	小学校複式学級新担任及び希望者	・西北教育事務所との合同開催 ・複式授業参観と授業研究協議 ・複式学級の学習指導、学級経営等
10	地区就学相談・教育相談会	7. 24 (木) 【全日】 7. 25 (金) 【全日】	青森県立 弘前豊学校 黒石市立 黒石小学校	障がいのある幼児児童生徒の保護者及び指導担当者	・就学相談 ・教育相談
11	青森県小学校教育課程研究会（オンデマンド研修）	夏季休業中 （動画配信期間）	原則として各校	小学校の令和3年度・5年度に受講していない教員（校長を含む）【各校とも全教員の3分の1程度】	・学習指導要領の趣旨を踏まえた実践発表等 ・夏季休業中120分程度
12	小・中学校道徳教育研究協議会	7. 28 (月) 【午後】	青森県武道館	小・中学校教員 【各校原則1名】	・道徳教育の在り方 ・資料分析と発問の仕方、指導案作成
		10. 21 (火) 【午後】	弘前市立 第五中学校		・公開授業参観 ・授業についての研究協議
		10. 22 (水) 【午後】	西目屋村立 西目屋小学校		
13	令和8年度県立高校入学者選抜要項説明会	9. 11 (木) 【午後】	弘前市立 中央公民館相馬館 長慶閣	中学校教員 特別支援学校教員 高等学校教員	・県立高等学校入学者選抜要項の説明
14	中弘南黒平地区生徒指導専任教諭等連絡協議会	10. 3 (金) 【午後】	青森県武道館	管内中学校生徒指導専任教諭等	・管内生徒指導の現状についての情報共有 ・各校情報交換
15	「教育課程の届出書」等に係る研修会	12. 24 (水) 12. 27 (金)	YouTubeによる限定配信（オンデマンド）	西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村小・中学校関係教員等	・「教育課程届出書」等の記載例説明
16	冬季学校体育実技講習会	1. 6 (火) 【全日】	大鰐温泉スキー場	小・中・高・特別支援学校教職員等	・学校におけるスキー指導法 ・ゲレンデにおける滑走技術の実際
17	中南管内行事調整会議	1. 9 (金) 【午前】	弘前合同庁舎	弘前市、黒石市、平川市教育委員会及び関係団体担当	・令和8年度行事調整

〔初任者研修関係〕

事務所研修

番号	研修	期日	会場
1	赴任時研修	4. 1 (火)	弘前市立中央公民館岩木館
2	示範授業研修	6. 17 (火)	平川市立平賀東中学校
		7. 1 (火)	田舎館村立田舎館小学校
3	一般授業研修Ⅰ・校外活動研修	8. 1 (金)	岩木青少年スポーツセンター
4	特別活動研修	11. 19 (火)	弘前市立朝陽小学校
		11. 26 (火)	弘前市立相馬中学校
5	一般授業研修Ⅱ	1. 29 (木)	青森県武道館
6	まとめ研修	2. 19 (木)	弘前市立中央公民館相馬館長慶閣

青森県総合学校教育センター研修

校種	研修	期日
小学校	学級経営基礎講座Ⅰ	5. 8 (木)～5. 9 (金)
	学習指導基礎講座Ⅰ	6. 5 (木)
	学級経営基礎講座Ⅱ	9. 4 (木)
	学習指導基礎講座Ⅱ	10. 30 (木)
	学級経営基礎講座Ⅲ	12. 4 (木)
中学校	学級経営基礎講座Ⅰ	5. 15 (木)
	教科等教育基礎講座Ⅰ	5. 29 (木)～5. 30 (金)
	学級経営基礎講座Ⅱ	8. 28 (木)
	教科等教育基礎講座Ⅱ	10. 9 (木)
	教科等教育基礎講座Ⅲ	11. 20 (木)

第1回初任者研修校長等連絡協議会 第1回初任者研修拠点校指導教員研修会	4. 18 (金)	青森県武道館
第2回初任者研修校長等連絡協議会 第2回初任者研修拠点校指導教員研修会	8. 28 (木)	青森県武道館
第3回初任者研修校長等連絡協議会 第3回初任者研修拠点校指導教員研修会	1. 19 (月)	青森県武道館
第1回初任者研修拠点校指導教員連絡会議	4. 1 (火)	弘前市立中央公民館岩木館
第2回初任者研修拠点校指導教員連絡会議	5. 8 (木)	弘前合同庁舎
第3回初任者研修拠点校指導教員連絡会議	10. 9 (木)	弘前合同庁舎
初任者研修拠点校指導教員連絡協議会	6. 23 (月)	青森県総合学校教育センター
初任者研修次年度実施校事前説明会	3. 27 (金)	青森県武道館

〔スポーツ健康課研修関係〕

番号	研修	期日等	会場	対象
1	学校安全指導者研修会（生活安全）	6. 26 (木) 【全日】	青森県総合学校教育センター	中学校希望者
2	学校安全指導者研修会（交通安全）	10. 16 (木) 【全日】	青森県総合学校教育センター	小学校希望者
3	学校安全管理職資質向上研修会	7. 30 (水) 【全日】	青森県総合学校教育センター	各学校の校長及び教頭希望者 (新任の校長及び教頭の受講が望ましい)
4	体育・食育の楽しさアップ研修会	9. 1 (月) 【全日】	青森県総合学校教育センター	小学校高学年担任等【各校原則1名】 栄養教諭希望者
5	中学校保健体育担当者研修会	9. 25 (木) 【全日】	青森県総合学校教育センター	中学校保健体育担当教員 【各校原則1名】

〔生徒指導支援グループ研修関係〕

不登校児童生徒支援教員研修	8. 4 (月)	青森県総合学校教育センター	小・中学校教員	【各校原則1名】
---------------	----------	---------------	---------	----------

2 社会教育関係事業一覧

	事業名	期日等	会場	対象	開催の趣旨
教育事務所の 主管事業	管内社会教育関係課長・公民館長及び担当者会議	5.23 (金)	弘前市立中央公民館相馬館長慶閣	社会教育関係課長、公民館長、担当職員等	県及び中南教育事務所の社会教育行政の方針と重点の理解を図り、管内市町村の生涯学習・社会教育の振興を図る。
	スポーツ推進委員中弘南黒平地区研修会	6.29 (日)	西目屋村中央公民館	スポーツ推進委員、社会体育担当職員等	生涯スポーツ推進上の課題について研究協議と実技研修を行い、スポーツ推進委員の資質向上を図る。
	放課後児童対策に係る支援員等研修会	前期 7.11(金)	青森県武道館	放課後子ども教室教育活動サポーター、放課後児童クラブ放課後児童指導員、児童館関係者等	放課後児童対策を円滑に実施するために、地域の放課後対策に関わる諸問題とこどもの育成をテーマとした研修会を行う。
		後期 9.22(月)			
	社会教育の教育委員会訪問	10月～11月	各市町村	社会教育関係課長、公民館長、担当職員等	生涯学習・社会教育の現状について把握するとともに、課題等について意見交換し、生涯学習・社会教育の充実に資する。

《その他の関連事業》

	事業名	期日等	会場等	対象
県主催の 会議	市町村保健体育及び社会体育担当者会議	4.11 (金)	青森県総合社会教育センター	市町村社会体育担当者
	市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議	第1回	青森県総合社会教育センター	市町村社会教育主管課長、担当者
		第2回	オンライン	
	市町村文化財保護行政担当者会議	5.16 (金)	青森県総合社会教育センター	市町村文化財担当者

	事業名	期 日	会 場	対 象
県 主 催 の 研 修 会 ・ 事 業 等	青森県スポーツ推進委員協議会代議員会	5. 31 (土)	青森県総合社会教育センター	スポーツ推進委員
	地域学校協働活動推進のための研修	6. 6 (金)	青森県総合社会教育センター	地域協働活動推進員、地域コーディネーター等
	地域と学校とのパートナーシップ強化事業地域学校協働活動研修	7. 4 (金)	弘前市立中央公民館 相馬館長慶閣	市町村教育委員会職員、地域学校協働活動推進員等
	青森と自分の未来を“カタル”! 「キャリアサポ」事業	9. 3 (水)	藤崎町立藤崎中学校	市町村教育委員会、学校教育関係者等
	青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会	9. 4 (木)	弘前市民会館 大会議室	市町村教育委員会家庭教育担当者等
	地域資源を活用したキャリア教育推進フォーラム	10月下旬	青森県総合社会教育センター	教職員、企業、PTA、県民局、商工団体等
	あおり家庭教育応援フォーラム	10月～11月	青森県総合社会教育センター	教育関係者、一般県民
	こどもの読書活動推進大会	12月上旬	八戸市	教育関係者、一般県民
	青森で生きる未来人財育成事業（高校生地域活用促進事業）	随時	オンライン講座 ボランティア活動	県内全ての高校生
	生涯学習・社会教育関係職員研修講座	6月～2月	青森県総合社会教育センター	市町村教育委員会、関係団体等の職員等
	社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業	6月～2月	西目屋村教育委員会に委託	市町村の社会教育主事、社会教育関係職員等
	パワフルAOMORI! 創造塾	7月～12月	青森県総合社会教育センター他	地域活動に意欲がある県民(概ね20代～40代)
	あおりの中学生・高校生による『大切なあなたへ薦める青春の一冊』			7月初旬～9月中旬募集
	いじめ防止標語コンクール	6月～8月に募集	優秀賞作品からいじめ防止動画を制作・配信	

	事業名	期 日	会 場
そ の 他 の 事 業	中弘南黒平地区スポーツ推進委員連絡協議会総会	4. 18 (金)	弘前市民体育館
	中南地方社会教育委員連絡協議会総会	5. 27 (火)	黒石公民館
	中南地方社会教育委員連絡協議会研修会	第1回 7. 23 (水)	旧弘前偕行社
	※ 青森県社会教育研究大会を第2回研修会とする。	第2回 9. 12 (金)	青森県総合社会教育センター
		第3回 未定	未定
	第18回青森県民スポーツ・レクリエーション祭	7. 5 (土) 6 (日)	県内各地
	東北地区スポーツ推進委員研修会	7. 11 (土) 12 (日)	福島県田村市
	第78回市町村対抗青森県民体育大会	7. 26 (土) 27 (日)	東青地域
	第33回青森県民駅伝競走大会	9. 7 (日)	青森市
	中弘南黒平地区地域スポーツフェスティバル	9月～11月	藤崎町
	総合型地域スポーツクラブアシスタントマネージャー養成講習会	9. 20 (土) 21 (日)	青森県総合社会教育センター
	青森県スポーツ推進委員研修会	11. 9 (日)	青森県総合社会教育センター
	社会教育主事講習	7月下旬～8月中旬	岩手県(岩手大学)

3 研究指定校等一覧

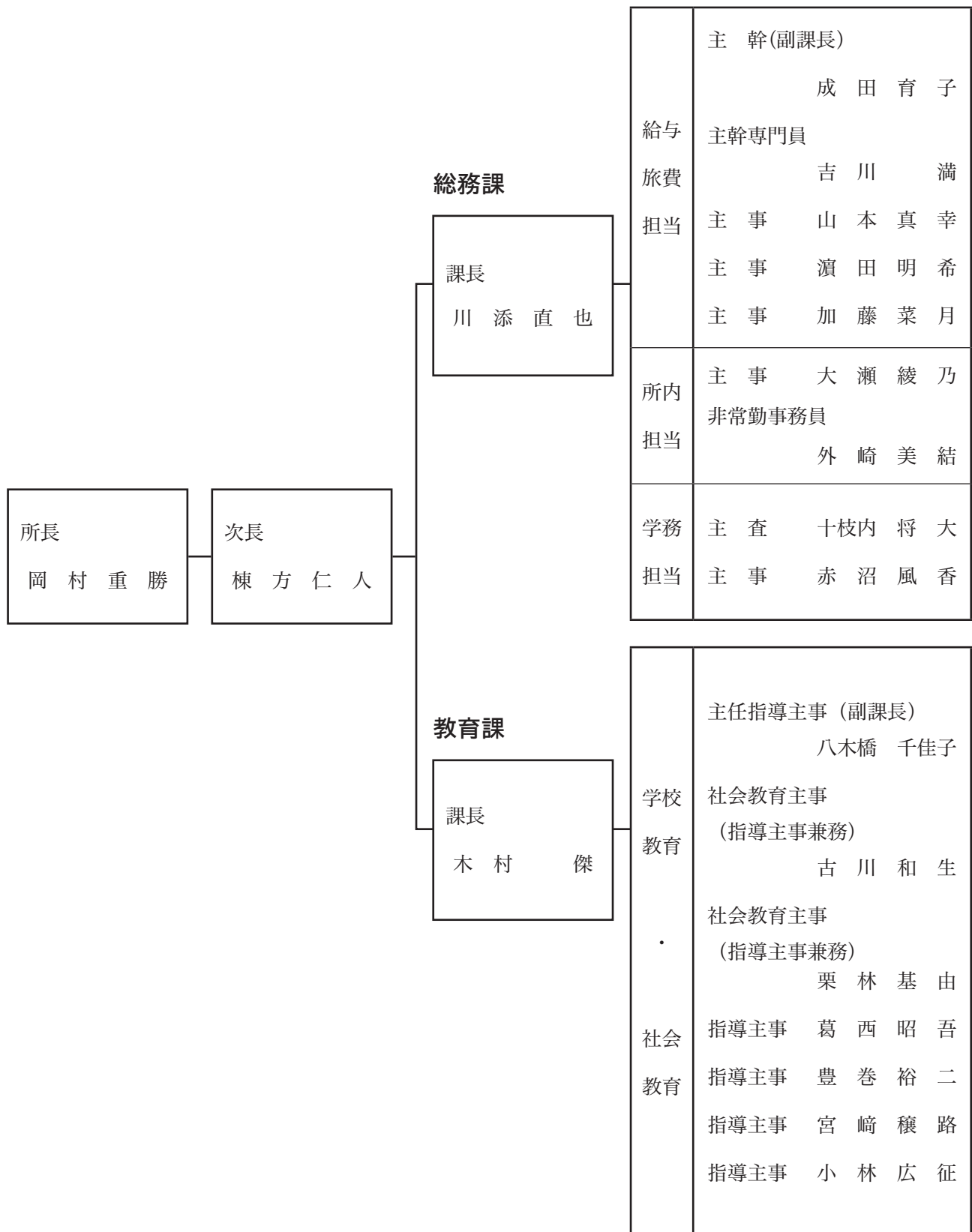
(1) 研究指定（委託）校等一覧（管内分）

指 定 名 称	学 校 名 等	期 間	指 定 機 関
いきいき青森っ子健康づくり事業 健康教育実践研究校	弘前市立第四中学校	令和7～8年度	青森県教育委員会
「生きる力を育む歯・口の健康づくり推進事業」推進学校	弘前市立石川中学校	令和7～8年度	青森県教育委員会
青森と自分の未来を“カタル”！ 「キャリサポ」事業	藤崎町立藤崎中学校	令和7年度	青森県教育委員会

(2) 研究大会等（管内分）

名 称	会 場	開 催 期 日	主 催
令和7年度弘前大学教育学部附属 四校合同公開研究発表会	弘前大学教育学部 附属特別支援学校 附属小学校 附属中学校	11月15日(土)	弘前大学教育学部 附属学校園

4 中南教育事務所機構図



5 中南教育事務所事務分掌一覧

所長 岡 村 重 勝 (内線 2 1 6)

次長 棟 方 仁 人 (内線 3 1 6)

TEL 0 1 7 2 (3 2) 1 1 3 1 (代表－内線へ)

FAX 0 1 7 2 (3 6) 6 5 8 4

総務課 0 1 7 2 (3 2) 4 4 5 1 (総務課直通)

職 名	氏 名	事 務 分 掌
総務課長	川 添 直 也	課総括、公印保管、出納員、総括前渡資金取扱者、叙勲、学校事務研究団体、学校事務訪問、公立学校における教育改革支援事業
主 幹 (副課長)	成 田 育 子	給与・旅費総括、中学校(中南)給与・旅費、雇用・労災保険、給与費調査、新採用・給与事務研修会、前渡資金精算書確認、共済掛金(副)、社会保険料(副)、給与・旅費関係通知(副)、学校事務研究団体(副)、学校事務訪問(副)、退職手当(副)
主幹専門員	吉 川 満	小学校(つがる市)・中学校(西北)給与・旅費、中学校(西北)臨時職員給与、共済掛金、社会保険料、給与・旅費関係通知、旅費調査・配分通知、前渡資金精算書確認、新採用・給与事務研修会(副)
主 事	山 本 真 幸	小学校(弘前市 26～32、黒石市・平川市・中津軽郡・南津軽郡)給与・旅費、前渡資金精算書確認、番号制度(副)、所得税(副)、臨時職員住民税(副)、退職手当(副)
主 事	濱 田 明 希	小学校(弘前市 1～25)給与・旅費、番号制度、前渡資金精算書確認、退職手当(副)
主 事	加 藤 菜 月	小学校(五所川原市・西津軽郡・北津軽郡)給与・旅費、小学校(西北)臨時職員給与、所得税、臨時職員住民税、前渡資金精算書確認、給与費調査(副)、旅費調査・配分通知(副)
主 事	大 瀬 綾 乃	所内給与・旅費、令達事業経費、財産及び物品、福利厚生、統合庶務システム、文書管理システム、非常勤職員報酬・旅費、文書收受(副)、雇用・労災保険(副)
主 査	十枝内 将 大	教職員人事、教職員の服務、地教委との連絡調整
主 事	赤 沼 風 香	教職員の服務、小・中学校の設置・廃止、学級編制、教職員の昇給昇格、教員免許、公務災害、退職手当
非常勤事務員	外 崎 美 結	文書收受、前渡資金精算書確認(副)、文書管理システム(副)、非常勤職員報酬・旅費(副)、公立学校における教育改革支援事業(副)、事務補助全般

【注】 ※ 弘前小

1 自得、2 高杉、3 船沢、4 三省、5 致遠、6 城東、7 福村、8 豊田、9 堀越、10 文京、11 千年、12 大和沢、13 小沢、14 青柳、15 東目屋、16 和徳、17 時敏、18 城西、19 第三大成、20 朝陽、21 桔梗野、22 石川、23 西、24 松原、25 東、26 北、27 大成、28 裾野、29 新和、30 岩木、31 常盤野、32 相馬

教育課 0172(32)1137(教育課直通)

職・氏名	担 当 教 科 等		事 務 分 掌
教育課長 木 村 傑	学校教育全般 社会教育全般		○教育課総括 ○教職員研修派遣 ○研究指定校等の依頼 ○他事務所・関係機関・市町村教育委員会との連携 ○管内課長等連絡会議 ○課内研修計画 ○公立学校における教育改革支援事業（主）
主任指導主事 兼副課長 八木橋 千佳子	教育課長の補佐 国 語 音 楽 幼稚園教育（主）		○管内小・中学校長会議 ○管内指導主事等連絡協議会 ○管内行事調整会議 ○「中南の教育」関係 ○学校訪問（計画・要請） ○学校支援訪問 ○学校図書館関係 ○課内行事予定（主） ○事業会場予約・借用手続（主） ○ペーパーティーチャー向けセミナー
社会教育主事 兼指導主事 古 川 和 生	社会教育全般（主） 生涯学習・社会教育総括 市町村社会教育委員 社会教育主事 社会教育団体 家庭教育 各種表彰 社会体育（副）		○地域と学校とのパートナーシップ強化事業 ○こどもの読書活動推進事業 ○社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業 ○学校・家庭・地域連携協働推進事業 ○放課後児童対策に係る支援員等研修会（主） ○あおり家庭教育支援総合事業 ○青森と自分の未来を“カタル”！「キャリサポ」事業 ○あおり県民カレッジ ○社会教育主事講習 ○社会教育委員連絡協議会 ○PTA、婦人会、子ども会等の支援 ○広報誌「中南の社会教育」関係 ○社会教育の教育委員会訪問 ○社会体育振興全般（副） ○課内行事予定（副） ○事業会場予約・借用手続（副）
	理 科 生 活 総合的な学習 の時間	キャリア教育	
社会教育主事 兼指導主事 栗 林 基 由	社会体育（主） 社会教育全般（副） 文化財保護		○社会体育振興全般（主） ○スポーツ推進委員地区研修会 ○スポーツ推進委員連絡協議会 ○文化財保護行政関係全般 ○放課後児童対策に係る支援員等研修会（副）
	理 科 生 活 総合的な学習 の時間	情報教育（主） 環境教育 道徳教育（副）	○小・中学校教育課程地区研究集会 ○教科書関係 ○教育課程調査関係 ○全国学力・学習状況調査 ○中堅教諭等資質向上研修 ○教員研修Plant（副）

職・氏名	担 当 教 科 等		事 務 分 掌
指導主事 葛 西 昭 吾	外国語活動 外国語(英語) 家 庭 技術・家庭	特別支援教育(主) 国際理解教育 情報教育(副)	○特別支援教育関係研修会等 ○教育課程調査関係【特支】 ○チームで支える特別支援教育校内支援体制 充実事業 ○教員研修Plant(主) ○初任者研修(副) ○小・中学校外国語教育充実支援事業 ○国際交流事業関係 ○公立学校における教育改革支援事業(副)
指導主事 豊 卷 裕 二	体 育 保健体育 特別活動(副)	体育・健康教育 安全教育 生徒指導(主) 教育相談 特別支援教育(副)	○いきいき青森っ子健康づくり事業 ○体力・運動能力調査関係 ○中学校保健体育担当者研修会 ○冬季学校体育実技講習会 ○交通事故・水難事故・集団かぜ等報告 ○問題行動に関する事故報告(主) ○スクールカウンセラー配置事業 ○スクールソーシャルワーカー配置事業 ○中南管内生徒指導関係機関連絡協議会 ○中弘南黒平地区生徒指導専任教諭等連絡協 議会 ○地区生徒指導推進協議会 ○小・中学校生徒指導研究協議会兼安心でき る学校づくり研修会
指導主事 宮 崎 穰 路	算 数 道 徳	道徳教育(主) 複式教育 生徒指導(副)	○小・中学校道徳教育研究協議会 ○小・中学校臨時講師等研修会 ○複式学級担任者研修会 ○県立学校入学者選抜関係 ○各教科指導充実支援訪問 ○問題行動に関する事故報告(副)
指導主事 小 林 広 征	社 会 図画工作 美 術 特別活動(主)	人権教育 幼稚園教育(副)	○初任者研修(主) ○赤十字関係 ○芸術教室関係

6 中南管内小・中学校一覧

(1) 小学校

R 7. 4. 1 現在

《弘前市》 (学校指導課) TEL 82-1644 FAX 82-5899 〒036-1393 弘前市賀田1丁目1-1
(教育センター) TEL 26-4803 FAX 28-2877 〒036-8085 弘前市末広4丁目10-1

	学 校 名	電 話	F A X	郵便番号	住 所
1	自 得	98-2221	98-2253	036-1205	鬼沢字菖蒲沢109-4
2	高 杉	95-2014	95-2021	036-8302	高杉字神原7-1
3	船 沢	96-2120	96-2213	036-8375	細越字早稲田42
4	三 省	95-2219	95-2230	036-8313	中崎字野脇142-2
5	致 遠	34-3251	34-3761	036-8325	浜の町北1-7-1
6	城 東	32-4054	32-5265	036-8071	大久保字西田105-40
7	福 村	27-6679	27-6737	036-8082	福村1-1-1
8	豊 田	27-7820	27-7868	036-8101	豊田1-4-1
9	堀 越	27-4869	27-5056	036-8111	門外1-3-3
10	文 京	32-5866	32-6080	036-8155	中野1-1-1
11	千 年	87-2012	87-2032	036-8127	小栗山字川合119-7
12	大 和 沢	87-2234	87-2286	036-8132	狼森字天王12-1
13	小 沢	88-3016	88-3017	036-8247	大開2-5-1
14	青 柳	32-4600	32-5357	036-8264	悪戸字村元7-2
15	東 目 屋	86-2011	86-2012	036-1441	桜庭字清水流39
16	和 徳	32-0725	32-0856	036-8001	代官町107-3
17	時 敏	34-3255	34-5868	036-8063	宮園1-5-1
18	城 西	32-0247	33-8848	036-8364	新町236-1
19	第三大成	32-2846	32-3638	036-8173	富田町47
20	朝 陽	32-3647	32-3913	036-8216	在府町36
21	桔 梗 野	32-4078	32-5263	036-8227	桔梗野2-21
22	石 川	92-2110	92-2150	036-8124	石川字庄司川添19-1
23	西	34-1335	34-1350	036-8279	茜町3-2-1
24	松 原	87-5900	87-5901	036-8141	松原東2-17
25	東	27-1588	27-1637	036-8093	城東中央5-6-1
26	北	33-6780	33-6852	036-8062	青山3-15-1
27	大 成	32-2591	32-2865	036-8185	御幸町13-1
28	裾 野	99-7131	99-7132	036-1202	十面沢字轡293
29	新 和	73-2673	73-2681	038-3615	青女子字桜苺292-4
30	岩 木	82-3008	82-3135	036-1331	五代字前田451
31	常 盤 野	83-2047	83-3085	036-1345	常盤野字湯の沢45-4
32	相 馬	84-3107	84-3567	036-1502	黒滝字二ノ松本2-4
	弘前大学附属	32-7202	38-1517	036-8152	学園町1-1

《黒石市》

TEL 52-2111 FAX 52-3777 〒036-0306 黒石市大字内町24-1

33	東 英	54-8311	54-8344	036-0415	上山形字築館9-1
34	六 郷	52-3759	52-3837	036-0536	三島字宮元380-1
35	黒 石	52-2391	52-2403	036-0381	株梗木字中渡1-1
36	黒 石 東	52-3880	53-4215	036-0338	春日町70

《平川市》

TEL 55-5747 FAX 57-3323 〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6

37	金 田	57-3010	57-5517	036-0203	南田中北原120-1
38	猿 賀	57-3020	57-5570	036-0242	猿賀明堂136-2
39	柏 木	44-3047	44-9455	036-0104	柏木町柳田8-2
40	大 坊	44-3128	44-9433	036-0145	岩館下り松72-2
41	小 和 森	44-3149	44-9477	036-0101	大光寺二村井166
42	松 崎	44-3154	44-9466	036-0162	館山上亀岡5-1
43	竹 館	44-3013	44-9444	036-0141	沖館永田34-3
44	平 賀 東	44-2628	44-9488	036-0122	尾崎川合69
45	碓ヶ関	45-2311	45-2312	038-0101	碓ヶ関三笠山100-2

《西目屋村》

TEL 85-2858 FAX 85-3132 〒036-1411 西目屋村田代字稲元143

46	西 目 屋	85-2325	81-5381	036-1411	田代字稲元121-1
----	-------	---------	---------	----------	------------

《藤崎町》

TEL 69-5010 FAX 65-3128 〒038-1214 藤崎町常盤字三西田35-1

47	藤 崎	75-3019	75-5214	038-3802	藤崎字西村井5-1
48	藤崎中央	75-3303	75-3220	038-3814	水沼字浅田11
49	常 盤	65-2219	65-4505	038-1214	常盤字三西田23

《大鰐町》

TEL 48-3201 FAX 48-3215 〒038-0211 大鰐町大鰐字前田51-8

50	大 鰐	48-2167	48-2163	038-0211	大鰐字羽黒館54
----	-----	---------	---------	----------	----------

《田舎館村》

TEL 58-2111 (直通 58-2363) FAX 58-4751 〒038-1113 田舎館村田舎館字中辻123-1

51	田 舎 館	58-2253	58-3450	038-1133	大根子字牧ヶ袋80
----	-------	---------	---------	----------	-----------

(2) 中学校

R 7. 4. 1 現在

《弘前市》 (学校指導課) TEL 8 2-1 6 4 4 FAX 8 2-5 8 9 9 〒036-1393 弘前市賀田1丁目1-1
 (教育センター) TEL 2 6-4 8 0 3 FAX 2 8-2 8 7 7 〒036-8085 弘前市末広4丁目10-1

	学 校 名	電 話	F A X	郵便番号	住 所
1	新 和	73-2276	73-2285	038-3614	種市字小島57-2
2	船 沢	96-2130	96-2173	036-8382	富栄字浅井名1
3	東 目 屋	86-2015	86-2127	036-1441	桜庭字清水流63-3
4	第 一	32-3949	32-3946	036-8021	和徳町363-13
5	第 二	32-3642	32-3817	036-8367	平岡町72
6	第 三	32-2361	32-2362	036-8154	豊原1-3-3
7	第 四	32-5244	32-5248	036-8228	樹木5-2-6
8	第 五	27-3064	27-3074	036-8103	川先2-4-1
9	石 川	92-3310	92-3350	036-8124	石川字庄司川添19-1
10	北 辰	95-2019	95-2030	036-8302	高杉字五反田191
11	裾 野	93-2219	93-2276	036-1202	十面沢字湯ヶ森40
12	南	88-1441	88-1445	036-8144	原ヶ平字山中20-13
13	東	26-0575	26-0559	036-8085	末広3-2-1
14	津 軽	82-3004	82-3034	036-1331	五代字早稲田478
15	常 盤 野	83-2047	83-3085	036-1345	常盤野字湯の沢45-4
16	相 馬	84-2312	84-3128	036-1504	紙漉沢字山越48
	弘前大学附属	32-7201	32-7281	036-8152	学園町1-1
	弘前学院聖愛	87-1411	87-1413	036-8144	原ヶ平字山元112-21
	東奥義塾	92-4111	92-4116	036-8124	石川字長者森61-1

《黒石市》 TEL 5 2-2 1 1 1 FAX 5 2-3 7 7 7 〒036-0306 黒石市大字内町24-1

17	中 郷	52-3193	52-3196	036-0381	株梗木字中渡1-1
18	黒 石	52-3703	52-3725	036-0333	柵ノ木4-1

《平川市》 TEL 5 5-5 7 4 7 FAX 5 7-3 3 2 3 〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6

19	尾 上	57-3220	57-5009	036-0221	中佐渡南田49
20	平 賀 西	44-3018	44-9422	036-0101	大光寺白山13-2
21	平 賀 東	44-3049	44-9411	036-0115	新館後野104-1
22	碓 ヶ 関	45-2201	45-2202	038-0101	碓ヶ関三笠山100-2

《藤崎町》 TEL 6 9-5 0 1 0 FAX 6 5-3 1 2 8 〒038-1214 藤崎町常盤字三西田35-1

23	藤 崎	75-3013	75-6510	038-3802	藤崎字西豊田90-1
24	明 徳	65-2218	65-4332	038-1214	常盤字一西田21-1

《大鰐町》 TEL 4 8-3 2 0 1 FAX 4 8-3 2 1 5 〒038-0211 大鰐町大鰐字前田51-8

25	大 鰐	48-2224	48-2225	038-0221	虹貝字篠塚24-1
----	-----	---------	---------	----------	-----------

《田舎館村》 TEL 5 8-2 1 1 1 (直通 58-2363) FAX 5 8-4 7 5 1 〒038-1113 田舎館村田舎館字中辻123-1

26	田 舎 館	58-2240	58-2219	038-1121	畑中字観妙寺40-1
----	-------	---------	---------	----------	------------

中南管内小・中学校メールアドレス一覧

R 7 . 4 . 1 現在

	学校名等	メールアドレス		学校名等	メールアドレス
1	自得小学校	jitoku@hi-it.jp	37	金田小学校	kanata-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
2	高杉小学校	takasugi@hi-it.jp	38	猿賀小学校	saruka-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
3	船沢小学校	s-funazawa@hi-it.jp	39	柏木小学校	kashiwagi-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
4	三省小学校	sansei@hi-it.jp	40	大坊小学校	daibou-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
5	致遠小学校	chien@hi-it.jp	41	小和森小学校	kowamori-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
6	城東小学校	jouto@hi-it.jp	42	松崎小学校	matuzaki-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
7	福村小学校	fukumura@hi-it.jp	43	竹館小学校	takedate-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
8	豊田小学校	toyoda@hi-it.jp	44	平賀東小学校	higashi-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
9	堀越小学校	horikoshi@hi-it.jp	45	碓ヶ関小学校	ikarigaseki-shou01@hirakawa02210.bz-service.net
10	文京小学校	bunkyo@hi-it.jp	46	西目屋小学校	nsho@jomon.ne.jp
11	千年小学校	chitose@hi-it.jp	47	藤崎小学校	fujisho@fujisaki.ed.jp
12	大和沢小学校	oowasawa@hi-it.jp	48	藤崎中央小学校	chuuoucho@fujisaki.ed.jp
13	小沢小学校	kozawa@hi-it.jp	49	常盤小学校	tokisho@fujisaki.ed.jp
14	青柳小学校	aoyagi@hi-it.jp	50	大鰐小学校	sanga01@ceres.ocn.ne.jp
15	東目屋小学校	s-higashimeya@hi-it.jp	51	田舎館小学校	kansho@bz01.plala.or.jp
16	和徳小学校	watoku@hi-it.jp	1	新和中学校	m-niina@hi-it.jp
17	時敏小学校	jibin@hi-it.jp	2	船沢中学校	m-funazawa@hi-it.jp
18	城西小学校	jousei@hi-it.jp	3	東目屋中学校	m-higashimeya@hi-it.jp
19	第三大成小学校	dai3-taisei@hi-it.jp	4	第一中学校	dai1@hi-it.jp
20	朝陽小学校	chouyou@hi-it.jp	5	第二中学校	dai2@hi-it.jp
21	桔梗野小学校	kikyouno@hi-it.jp	6	第三中学校	dai3@hi-it.jp
22	石川小学校	s-ishikawa@hi-it.jp	7	第四中学校	dai4@hi-it.jp
23	西小学校	nishi@hi-it.jp	8	第五中学校	dai5@hi-it.jp
24	松原小学校	matsubara@hi-it.jp	9	石川中学校	m-ishikawa@hi-it.jp
25	東小学校	s-higashi@hi-it.jp	10	北辰中学校	hokushin@hi-it.jp
26	北小学校	kita@hi-it.jp	11	裾野中学校	susono@hi-it.jp
27	大成小学校	taisei@hi-it.jp	12	南中学校	minami@hi-it.jp
28	裾野小学校	s-susono@hi-it.jp	13	東中学校	m-higashi@hi-it.jp
29	新和小学校	s-niina@hi-it.jp	14	津軽中学校	tsugaru@hi-it.jp
30	岩木小学校	s-iwaki@hi-it.jp	15	常盤野中学校	tokiwano@hi-it.jp
31	常盤野小学校	tokiwano@hi-it.jp	16	相馬中学校	m-soma@hi-it.jp
32	相馬小学校	s-soma@hi-it.jp	17	中郷中学校	nakago-jhs@kuroishi.ed.jp
33	東英小学校	touei-es@kuroishi.ed.jp	18	黒石中学校	kuroishi-jhs@kuroishi.ed.jp
34	六郷小学校	rokugo-es@kuroishi.ed.jp	19	尾上中学校	onoe-chuu01@hirakawa02210.bz-service.net
35	黒石小学校	kuroishi-es@kuroishi.ed.jp	20	平賀西中学校	nishi-chuu01@hirakawa02210.bz-service.net
36	黒石東小学校	higashi-es@kuroishi.ed.jp	21	平賀東中学校	higashi-chuu01@hirakawa02210.bz-service.net
	弘大附属小学校	fusyo@hirosaki-u.ac.jp	22	碓ヶ関中学校	ikarigaseki-chuu01@hirakawa02210.bz-service.net
	弘大附属中学校	fuchu@hirosaki-u.ac.jp	23	藤崎中学校	fujichu@fujisaki.ed.jp
	弘前学院聖愛中学校	jimu@seiai.ed.jp	24	明徳中学校	meichu@fujisaki.ed.jp
	東奥義塾中学校	gijuku@gijuku.ac.jp	25	大鰐中学校	oowanichu@lime.ocn.ne.jp
	中南教育事務所	E-CHUNAN@pref.aomori.lg.jp	26	田舎館中学校	kanchu01@bz01.plala.or.jp

発行日	令和7年4月1日
発行者	中南教育事務所
住 所	弘前市蔵主町4
電 話	0172 (32) 4451 (直通) 0172 (32) 1131 (代表)



青森県基本計画

「青森新時代」への架け橋

中南教育事務所のホームページ

アクセス：「中南教育事務所」で検索してください。